

三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画

令和7年3月

目 次

第1	基本計画策定の考え方	1
1	基本計画策定の趣旨	
2	基本計画の位置付け	
第2	三重県の水産業及び漁村を取り巻く情勢	2
1	水産業及び漁村を取り巻く情勢の変化	
2	本県水産業及び漁村の現状	
2-1	漁業生産の現状	
2-2	漁業経営の現状	
2-3	水産基盤整備及び漁村の現状	
第3	基本的な方針及び主要な目標	24
1	基本的な方針	
2	主要な目標	
3	基本計画の期間	
第4	基本的施策	26
1	基本的な施策の展開方向	
1-1	水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築	
1-2	多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化	
1-3	災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築	
1-4	その他の施策	
2	漁業種類別の施策の展開方向	
2-1	船びき網漁業及びまき網漁業	
2-2	定置漁業	
2-3	一本釣・刺し網・はえ縄等沿岸漁業	
2-4	底びき網漁業	
2-5	採貝漁業	
2-6	海女漁業	
2-7	魚類養殖	

- 2-8 藻類養殖
- 2-9 真珠養殖
- 2-10 貝類養殖

3 地域別（水域別）の施策の展開方向

- 3-1 伊勢湾地域
- 3-2 鳥羽・志摩地域
- 3-3 熊野灘地域
- 3-4 内水面地域

第5 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

- 1 推進体制
- 2 進捗管理

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

- 1 用語の解説
- 2 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

三重県は、千キロメートル以上にも及ぶ海岸線を有し、静穏で遠浅の砂浜が広がる伊勢湾、リアス海岸の志摩半島、黒潮の影響を強く受ける熊野灘、さらには宮川をはじめとする大小の河川など、豊かな漁場に恵まれ、漁船漁業のほか、伝統的な海女漁業や本県が技術発祥の地である真珠養殖業など、地域の特性を活かして古くから多種多様な水産業が営まれてきました。

また、本県の水産業は、豊かな海や河川の恵みを享受し、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っており、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献してきました。

しかしながら、水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

このような中、本県の水産政策を次のステージへとさらに発展させるため、水産業者等、市町、県民の皆さんと一体となり、本県水産業及び漁村の振興に総合的、持続的に取り組んでいけるよう、SDGsやSociety 5.0などの新たな視点もふまえ、「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」(令和2年3月24日三重県条例第4号、以下「条例」という。)を制定しました。

この「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)は、「水産王国みえ」の復活とさらなる発展に向けて、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針や主要な目標、基本的施策の実施に関し必要な事項等を定めるものです。

2 基本計画の位置付け

この基本計画は、条例第8条の規定に基づく基本計画として知事が定めるもので、「水産王国みえ」の復活とさらなる発展に向け、本県水産業及び漁村の振興に関する施策の基本となるものです。

また、この基本計画における内水面漁業に関する事項については、「内水面漁業の振興に関する法律」(平成26年法律第103号)第10条の規定に基づく、県計画に位置付けるものです。

第2 三重県の水産業及び漁村を取り巻く情勢

1 水産業及び漁村を取り巻く情勢の変化

- 国は、「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）」（以下、「改正漁業法」という。）に基づき、資源管理等の基本的制度を一体的に見直すとともに、新たな「水産基本計画（令和4年3月閣議決定）」に基づき、海洋環境の変化もふまえた資源管理の着実な実施、水産業の成長産業化、地域を支える漁村の活性化の推進を施策の柱と位置付けました。
- 国は、資源管理の高度化・安定化に向けて、「資源管理の推進のための新たなロードマップ（令和6年3月策定）」に基づき、令和7年度までに全国の漁獲量ベースで8割をTAC（漁獲可能量）により管理し、令和12年度までに養殖及び藻類を除いた漁業生産量を444万トンまで回復させることとしています。また、IUU漁業（違法・無報告・無規制漁業）により採捕された水産物の流通防止に向けて、令和4年12月に「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）」（以下「水産流通適正化法」という。）が施行されました。
- 本県沿岸においては、平成29年8月から続く観測史上最長の黒潮大蛇行の影響等により、近年さらに高水温化が進んでいます（令和5年の英虞湾の平均水温は観測史上最高の21.2℃）。黒潮流路の変化や高水温化の影響により、マイワシ、マサバ等の三重県沿岸域への来遊量が減少し、令和4年における本県漁獲量は64,919トン（平成30年の49%）まで減少しました。一方、カンパチやカタボシイワシ等の南方系魚種の来遊量が増えています。
- 養殖業についても、高水温化等によるアコヤガイやカキのへい死、生育不良から、令和4年における生産量は、17,705トン（平成30年の75%）まで減少しました。本県養殖生産量の多くを占める魚類養殖においては、この5年間の生産量はほぼ横ばいで推移していますが、高水温化の影響により魚病被害額が増加（令和4年度の被害額7.2億円、平成30年の約2倍）しています。
- 伊勢湾における窒素やリン等の栄養塩類が長期的に減少し、黒のりの色落ちや二枚貝類等の餌となるプランクトンの減少が深刻化しています。県では、3部（環境生活部、農林水産部、県土整備部）連携のもと、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第9次）（令和4年10月策定）」に基づき、県管理の流域下水処理場（北部、南部、雲出川左岸、松阪、宮川）において栄養塩類の管理運転を実施し、その効果検証を行っています。
- 人口減少等に伴い、令和5年の本県の漁業就業者は4,220人（平成30年の69%）まで減少しました。また、そのうち65歳以上の割合は45%と全国平均の39%を上回っています。一方で、漁業における外国人労働者数（令和5年10月時点）は120人（平成30年10月時点の約1.3倍）に増加し、令和5年度に水産現場において新たな作業に従

- 事した障がい者は73人（平成30年度の約3倍）に増加しています。
- 国際情勢や円安等の影響により原油価格、配合飼料価格は近年さらに高騰し、漁業経営を大きく圧迫しています。令和6年3月時点において、原油価格（1リットル）は79円（平成30年3月時点の約1.9倍）、配合飼料価格（1トン）は246,766円（平成30年3月時点の約1.3倍）まで高騰しています。
 - 世界における1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、コロナ禍終息後の経済回復も相まって増加傾向にあります。とりわけ、元来魚食習慣のあるアジア地域では、生活水準の向上に伴って新興国を中心に顕著な増加を示しており、令和3年のアジア地域全体における1人1年当たりの食用魚介類の消費量は24.2kg（平成13年の約1.4倍）となっています。
 - 国は、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和5年12月改訂）」に基づき、本県においても生産が盛んなブリ、タイ、真珠等の輸出重点品目についてオールジャパンによる輸出促進に取り組んでいます。また、ALPS処理水の海洋放出を受けて、令和5年8月に中国が日本産水産物の輸入を全面的に停止したことをふまえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を働きかけるとともに、水産物の輸出先の転換・多角化を進めることとしています。
 - 令和6年1月に発生した能登半島地震では、漁港施設に甚大な被害が生じ、本県においても南海トラフ地震等の大規模地震の発生が危惧されています。また、近年、大型化する台風や記録的な豪雨が発生するなど自然災害は激甚化・頻発化しています。
 - 鳥羽・志摩海域から熊野灘沿岸海域における藻場面積は、高水温化に伴い食害生物が活性化したことによって令和3年度には955ha（平成22年度の19%）まで減少しました。それに伴い、令和4年におけるアワビの漁獲量が20トン（平成22年の27%）、サザエの漁獲量が159トン（平成22年の29%）と、藻場に生息する磯根資源が大きく減少しています。
 - 伊勢湾における干潟面積は、高度成長期以降、沿岸域の埋立てが進んだことにより令和2年度には1,319ha（昭和20年度の45%）まで減少しました。干潟や浅場に生息するアサリの漁獲量は、昭和57年の14,769トンピークに、平成30年には過去最低の8トンとなり、依然として資源量が十分に回復していない状況です（令和4年の漁獲量は306トン）。
 - 国は、水産業の発展と漁村の活性化を図り、漁村の有する地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した「海業」を推進するため、令和5年5月に「漁港及び漁場の整備等に関する法律」の改正（令和6年4月施行）を行い、新たな「海業」の取組を全国で概ね500件展開することを目標としています。
 - 内水面地域においては、人口減少・高齢化の影響から、遊漁者が減少傾向にある中、

カワウや外来魚による食害対策、稚アユの放流、オンラインでの遊漁券販売システムの導入等により、平成30年度の9,661人から令和2年度には10,212人に増加しましたが、その後再び減少し、令和4年度には8,530人となりました。

- ICT観測機器やSNSを活用した海況情報のリアルタイム配信により、黒のり、真珠養殖業等における生産性が向上しました。その他、藻場分布状況の調査や密漁対策にドローンが活用されるなど、水産業におけるスマート化が進んでいます。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、近年、海藻等による二酸化炭素吸収効果にも注目が集まっています。令和3年には海洋における二酸化炭素吸収量を取引する「Jブルークレジット制度」が創設され、本県においては令和6年3月までに、藻場保全や藻類養殖に係る取組3件についてクレジット認証がされています。
- 令和7年には、本県の自然や食の魅力を発信する好機となる「第44回全国豊かな海づくり大会」や大阪・関西万博が開催されます。

2 本県水産業及び漁村の現状

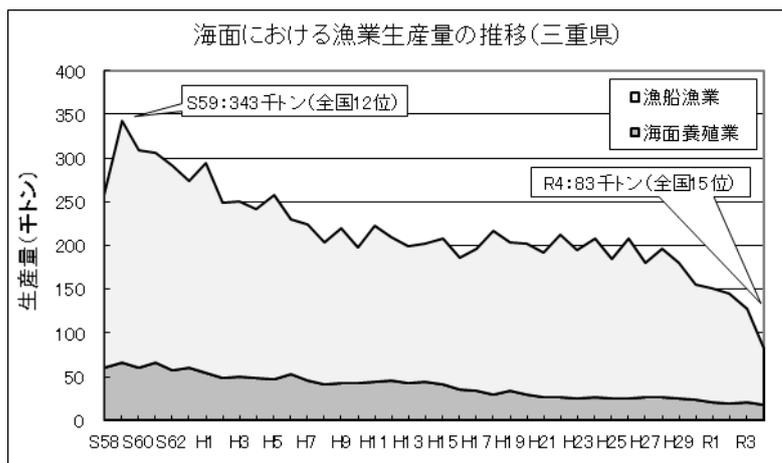
2-1 漁業生産の現状

(1) 三重県の漁業生産の状況

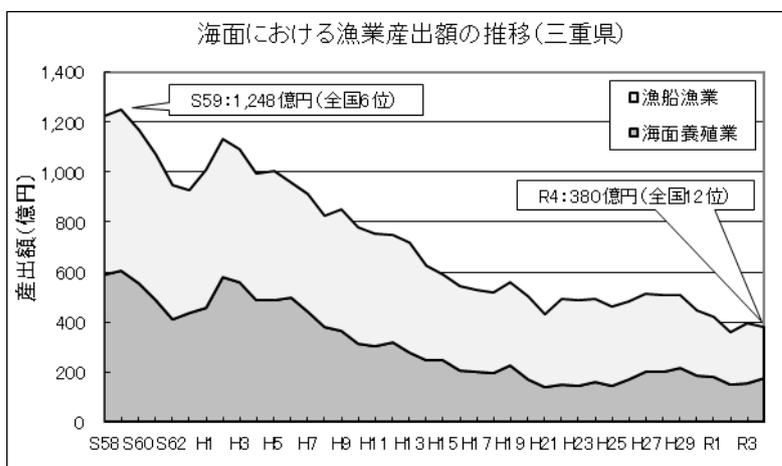
本県の海面における漁業生産量及び産出額は、昭和59年の343千トン、1,248億円をピークに減少し、令和4年の生産量は83千トン、漁業産出額は380億円と大幅に減少しました。

漁業就業者数が昭和58年から令和4年にかけて、毎年平均約450人のペースで減少し続ける中、漁業産出額のうち海面養殖業は平成20年頃からはほぼ横ばいで推移しています。

また、1人当たり漁業産出額は、平成20年頃から増加傾向となっています。



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)

漁業産出額、漁業就業者数、1人当たり産出額の推移(三重県)

	S58	S63	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R4
漁業産出額(億円)	1,224	925	1,006	780	592	504	462	446	380
漁業就業者数(人)	22,255	19,809	17,005	14,300	12,261	9,947	7,791	6,108	4,598
1人当たり産出額(千円)	5,500	4,670	5,916	5,455	4,829	5,069	5,930	7,302	8,260

(資料：漁業・養殖業生産統計年報、漁業センサス)

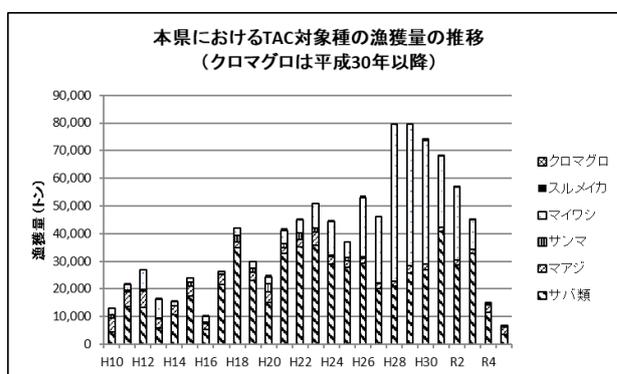
※R4年就業者数は2023年漁業センサスからの推計値

(2) 資源管理の現状

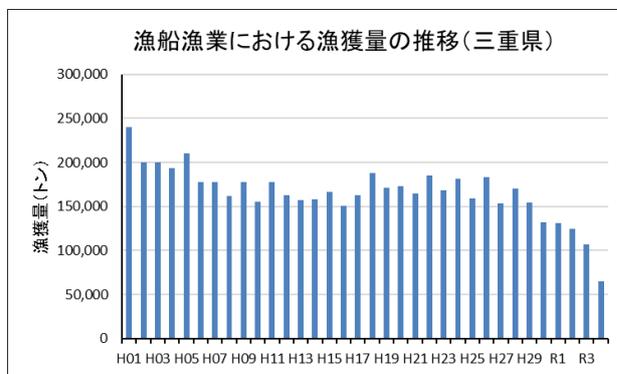
資源管理は、水産資源を適切に管理しながら持続的に利用するための重要な取組です。

令和2年12月に施行された改正漁業法において、資源管理はTACによる管理が基本とされ、資源評価が不十分等の理由によりTAC管理できない魚種については、従来から取り組まれている許可制度に基づく漁船の隻数やトン数の制限等の公的規制、漁業者の自主的な管理を行うこととされています。

広域回遊資源については、国がTAC管理を行っており、大臣許可漁業や都道府県に漁獲量を割り当てています。本県のTAC対象種は、マイワシ、マアジ、サバ類（マサバ・ゴマサバ）、スルメイカ、サンマ、クロマグロ、カタクチイワシの7魚種で（令和7年4月にブリが追加予定）、漁協や漁業者と調整しながら国から割り当てられたTACの範囲内での漁獲が行われています。国は、令和7年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理するとしており、今後もTAC対象種の追加が見込まれています。なお、マイワシとサバ類については、令和3年以降、黒潮流路の変化により本県沿岸への来遊が阻害されているため、本県における漁獲量が激減しています。



一方、アワビやイセエビ等、本県の重要沿岸資源については、県が資源評価を行っており、令和元年に設立した「三重県資源評価委員会」において、三重県水産研究所が取りまとめた資源管理関係データをもとに26魚種の資源評価を行い、その結果については県ホームページでの公開や漁業者へのフィードバックを行うとともに、県が定めた「三重県資源管理方針」に反映しています。同方針の内容は、漁業者自らが実施する資源管理の取組を定めた「資源管理協定」（県内の締結数 46）に取り入れられ、方針に沿った自主的な資源管理が行われています。



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)

しかしながら、近年では、広域回遊資源であるマイワシやサバ類の本県沿岸への来遊量の減少やイセエビ、アワビ等の本県沿岸域に生息する重要な水産資源の減少など、気候変動や長期にわたる黒潮大蛇行の影響を受け、本県の漁船漁業における漁獲量は令和4年で65千トンと10年前の平成24年の182千トンのおよそ3分の1となっています。

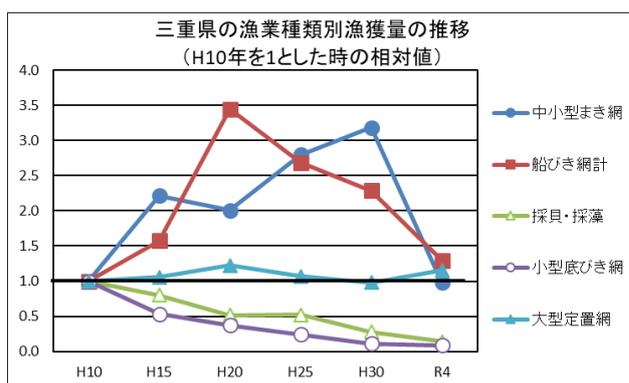
また、国は漁業法の改正と合わせて、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、水産流通適正化法を施行し、アワビ、ナマコを特定第一種水産動植物に指定するとともに、採捕業者、取扱業者に対して登録と取引情報の保存を義務づけました。県は、県内業者の登録事務や監視業務を国に代わり行っています。なお、新たに、令和7年12月からウナギ稚魚が、令和8年4月から30kg以上のクロマグロが同法に基づく登録等の対象となる予定です。

栽培漁業では、「三重県栽培漁業基本計画」に基づき、積極的な増殖対策が必要なマダイ、ヒラメ、トラフグ、カサゴ、クルマエビ、アワビの種苗生産及び放流が行われています。マダイやヒラメでは放流効果もあり、資源状況や漁獲量は安定して推移しています。

近年、伊勢湾の重要な水産資源であるアサリやハマグリ、磯根資源で海女の重要な漁獲対象であるサザエについては資源量が大きく減少しており、新たな栽培漁業の対象種としての実用化に向け、種苗生産技術の開発に取り組んでいます。

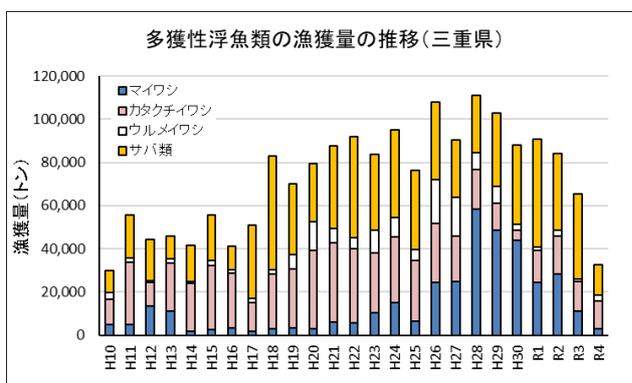
(3) 漁船漁業の現状

近年、大型定置漁業は安定した漁獲量で推移していますが、イワシ類、サバ類、アジ類等の多獲性浮魚類を主な漁獲対象とするまき網漁業や船びき網漁業では、平成10年以降に増加していた漁獲量が、令和3年以降マイワシやサバ類の本県沿岸への来遊が激減したことにより大きく減少しています。



(資料：漁業・養殖業生産統計年報から算出)

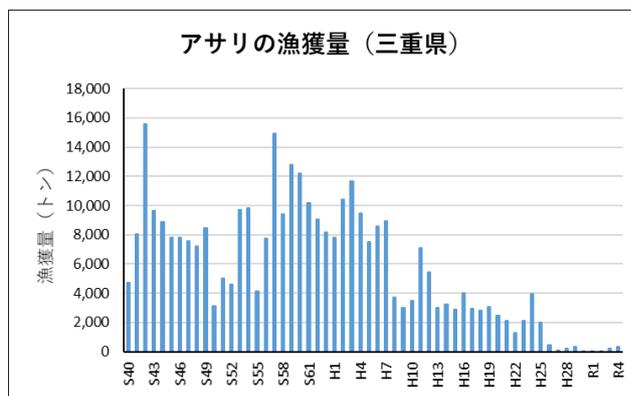
伊勢湾の底魚類やエビ・カニ類、貝類等の定着性資源を主な漁獲対象とする小型底びき網漁業や採貝漁業では、漁獲量は減少傾向が継続しています。その要因として、湾内の貧酸素水塊の拡大・長期化や利用できる漁場の減少、幼稚仔の生育に適した藻場・干潟の減少等、海域の環境変化によるところが大きいと考えられています。



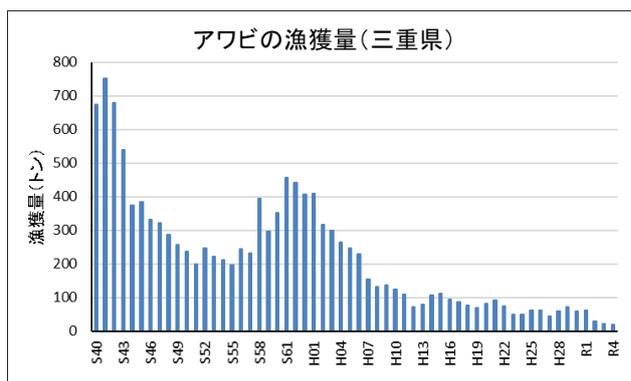
(資料：漁業・養殖業生産統計年報)

伊勢湾のイカナゴについては、平成 28 年以降、漁業者間の協議により操業されておらず、絶滅も危惧される状況です。アサリは平成 30 年に漁獲量が 8 トンと過去最低となりましたが、一部の漁場では漁獲量が回復し、令和 4 年には県全体で 306 トンとなっています。

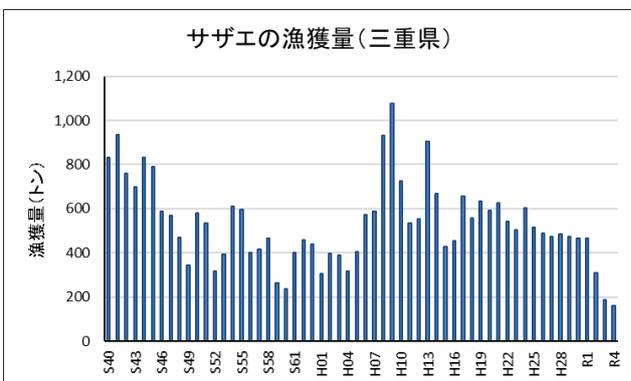
また、海女漁業の重要な漁獲対象種であるアワビやサザエ等の磯根資源についても、著しく減少しています。アワビの漁獲量については、450 トン前後であった昭和 60 年代以降減少が続き、令和 4 年には 20 トンと過去最低となりました。サザエについても平成 15 年から令和元年までは 500 トン前後の漁獲量で安定していましたが、令和 2 年以降に急激に減少し、令和 4 年には 159 トンとなっています。気候変動や長期化する黒潮大蛇行等の影響により海水温が高くなり、食害生物の活性化等により藻場が減少していることが原因と考えられています。一方で、南方系の魚種であるカタボシイワシが新たに漁獲されたり、カンパチの漁獲量が増加するなど、漁獲される魚種の構成が変化しつつあります。



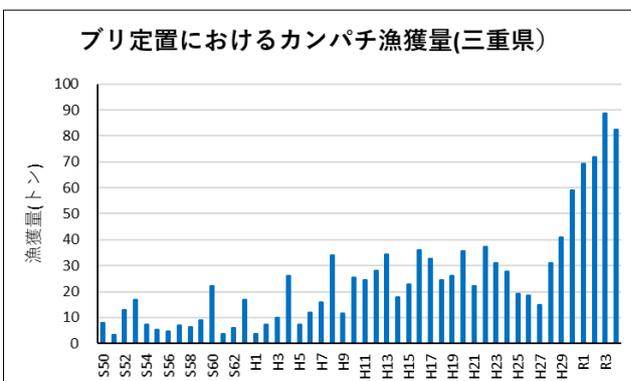
(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：三重県ブリ定置統計)

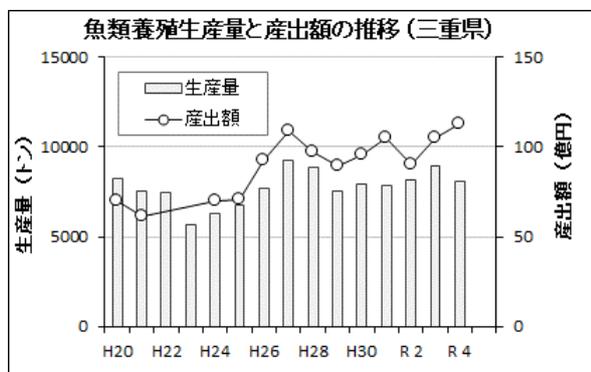
(4) 海面養殖業の現状

伊勢湾及び鳥羽・志摩地域以南の内湾では、魚類、藻類、真珠、カキ類等の養殖業が営まれています。本県の海面養殖全体では、令和4年の生産量は平成30年の75%、産出額は同85%と減少しました。

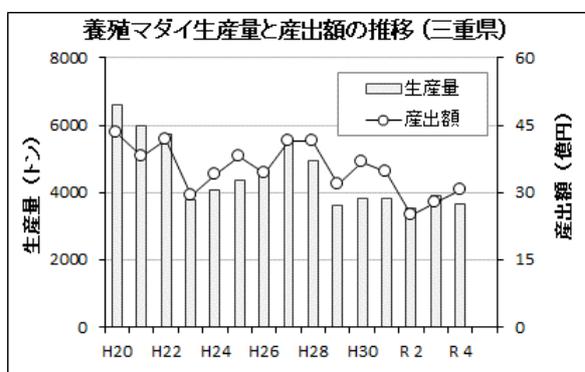
本県沿岸では、気候変動や黒潮大蛇行等による高水温化等、海洋環境の変化が急速に進んでおり、その影響によって養殖水産物のへい死や生育不良による生産量の減少が深刻化しています。

【魚類】

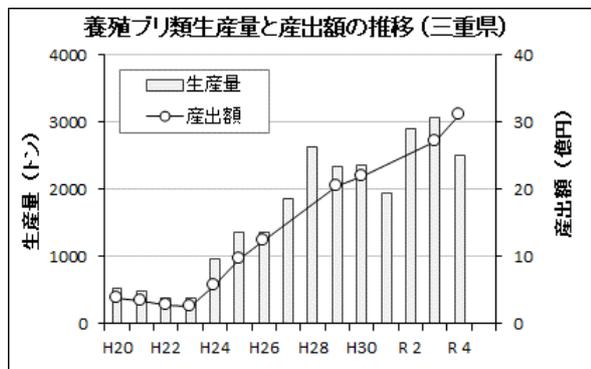
本県の魚類養殖の令和4年の生産量は平成30年の102%、産出額は同118%と増加しました。このうち、ブリ類については平成24年以降増加傾向にあり、令和4年の生産量は平成30年の106%、産出額は同142%となりました。平成24年以降はクロマグロが加わり、魚類養殖における産出額の増加要因となっています。一方、最も経営体数の多い養殖魚種であるマダイについては経営体数の減少が影響し、令和4年の生産量は平成30年の96%、産出額は同83%と減少しました。また、魚類養殖全体の生産量・産出額は増加傾向にあります。近年、高水温化に伴う魚病被害の増加が大きな問題となっています。



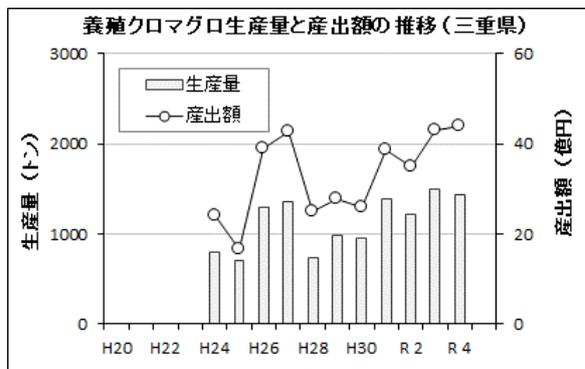
(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



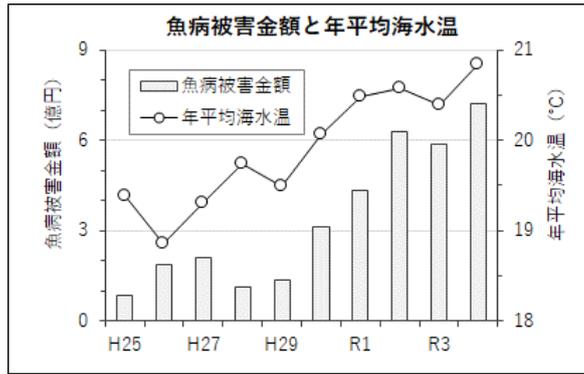
(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報、一部の年はブリのみ)



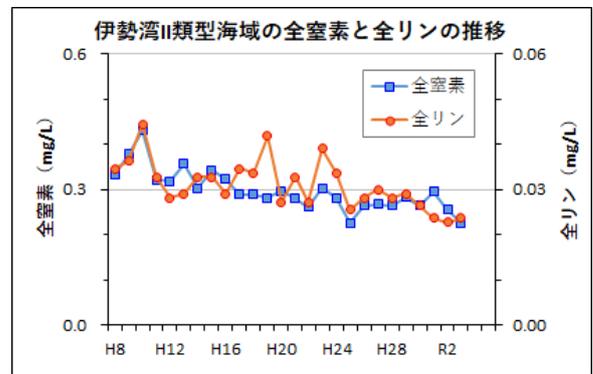
(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：魚病被害金額は水産用医薬品の使用状況、魚病被害の発生状況等の調査を元に算出、年平均海水温は英虞湾のもの)

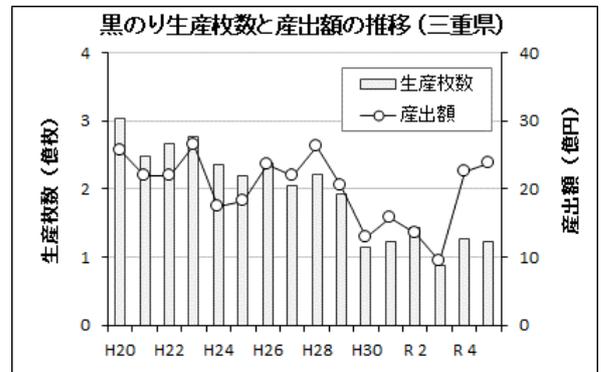
【藻類】

黒のりの令和4年漁期の生産量は平成30年の110%、産出額は同176%と増加しました。令和3年に伊勢湾の窒素等の栄養塩類濃度の低下により深刻な色落ちが発生し、生産量・産出額が大幅に落ち込みましたが、令和4年以降は色落ち被害が軽減し、生産量の回復と販売単価の上昇によって産出額が大幅に回復したことが要因となっています。

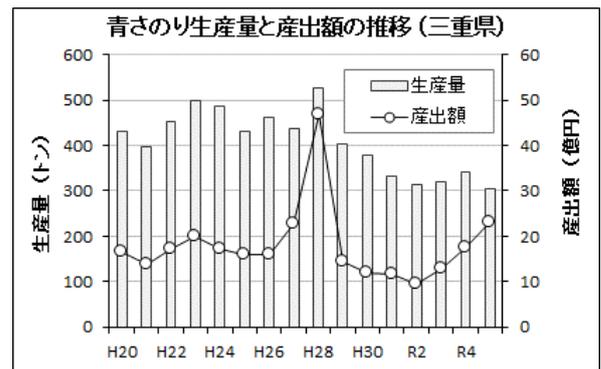


(資料：公共用水域水質調査結果を元に算出)

青さのり（ヒトエグサ）の令和4年漁期の生産量は平成30年の90%、産出額は同144%となりました。生産量はほぼ横ばいですが、近年、販売単価の上昇によって産出額が増加したことが要因となっています。



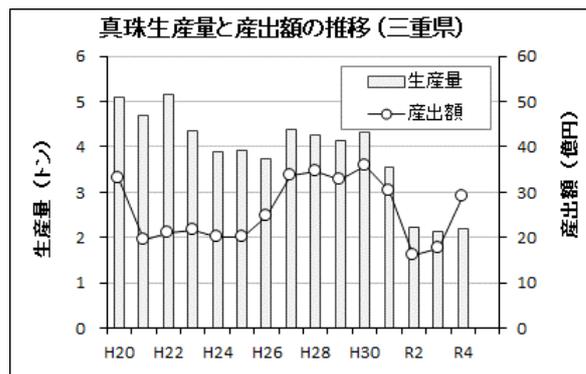
(資料：団体調べ)



(資料：団体調べ)

【真珠】

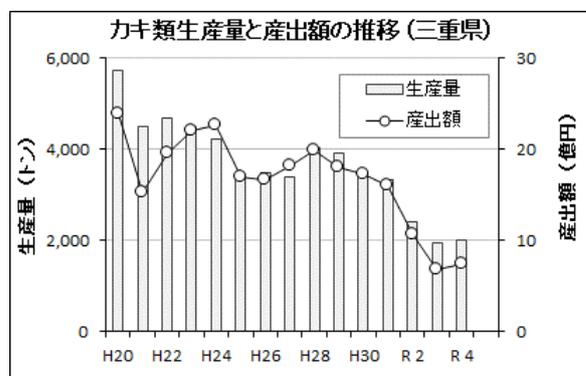
令和4年の生産量は平成30年の51%、産出額は同81%と減少しました。令和元年以降アコヤガイが大量へい死し、生産量・産出額が大幅に落ち込んだことが要因となっていますが、令和4年以降は適正な飼育管理によりへい死率が低く抑えられており、経営体数の減少によって生産量は横ばいであるものの、販売単価の上昇によって産出額は回復傾向にあります。



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)

【カキ類】

令和4年のカキ類（マガキ、イワガキ）の生産量は平成30年の56%、産出額は同43%と減少しました。令和元年以降のマガキの大量へい死が要因となっており、原因究明と効果的なへい死対策が喫緊の課題となっています。



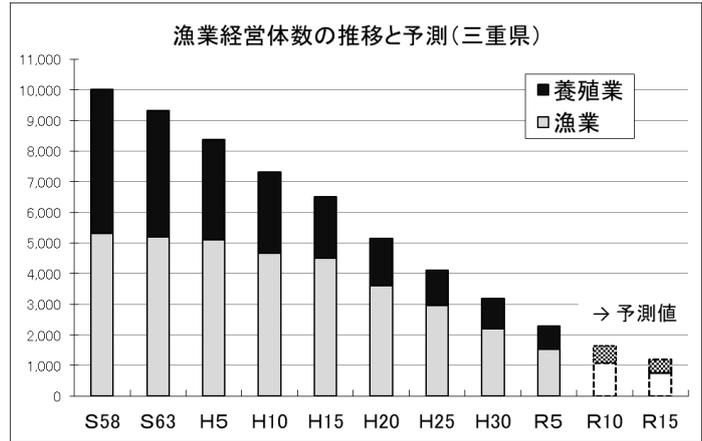
(資料：漁業・養殖業生産統計年報)

2-2 漁業経営の現状

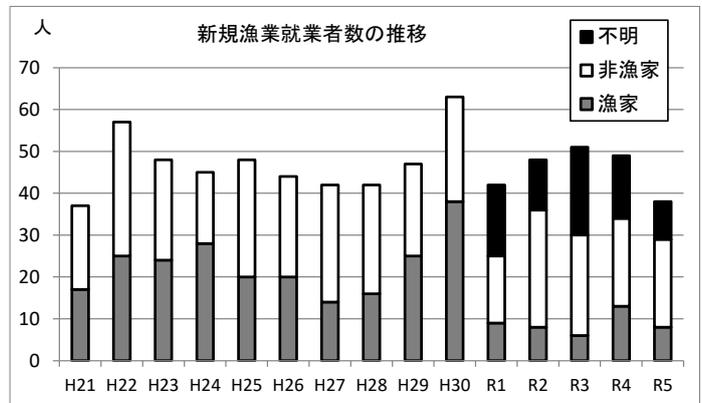
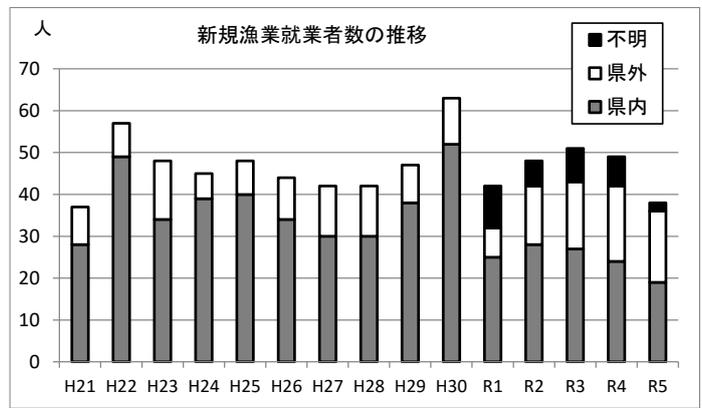
(1) 漁業の担い手の確保及び育成

本県の海面における漁業経営体数、漁業就業者数は、ともに減少の一途をたどっており、昭和58年の10,012経営体、22,255人から、令和5年には2,286経営体、4,220人となりました。このままの減少傾向が続くと仮定した場合、令和15年には漁業経営体数が約1,200経営体に、漁業就業者数が約2,000人に減少すると見込まれています。

過去10年間（平成26年度から令和5年度）の新規漁業就業者数は年間平均48人で、うち過半数を非漁家や県外からの就業者が占めています。また、法人が営む定置漁業や魚類養殖等では、毎年安定して新規雇用が行われるなど、法人での雇用が増加傾向にあり、海女漁業を除いた令和5年度の新規漁業就業者数のうち、72%を法人の雇用が占めています。



(資料：漁業センサス、予測値は三重県作成)

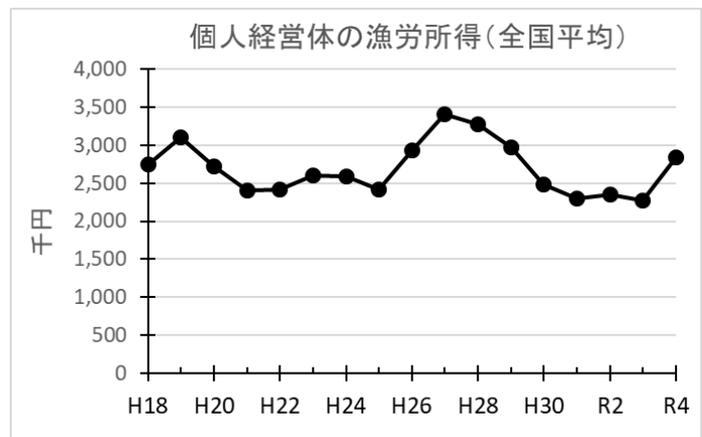


(資料：三重県調べ)

(2) 漁業経営の安定化

主として漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得の全国平均は、284万円（令和4年農林水産省調べ）となり、平成30年から増加しました。

しかし、海洋環境の変化に伴う水産資源の減少、養殖水産物のへい死や生育不良等により漁業収入が伸び悩む一方で、燃油、資材、配合飼料等に係

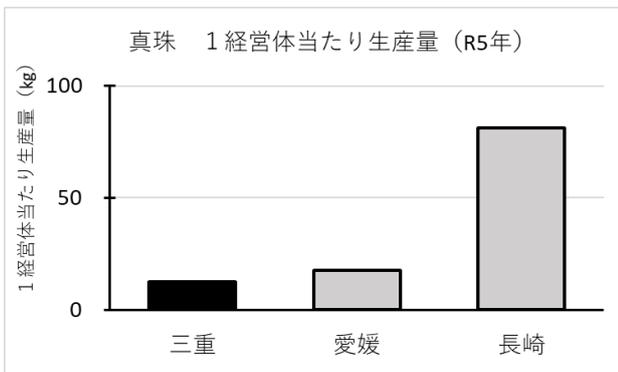
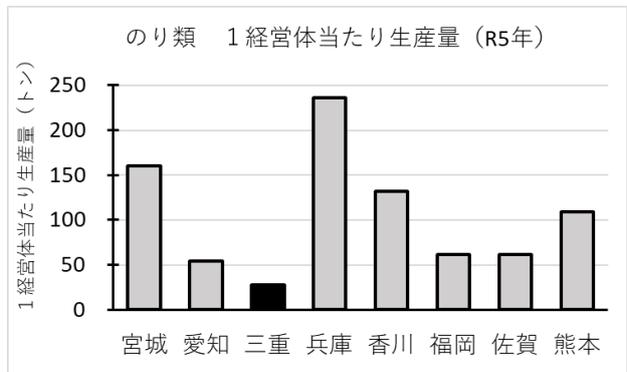
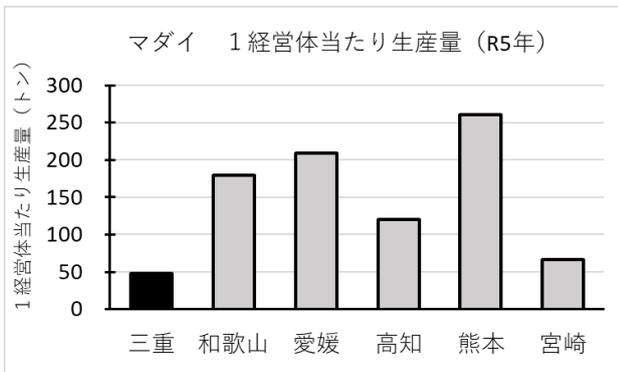
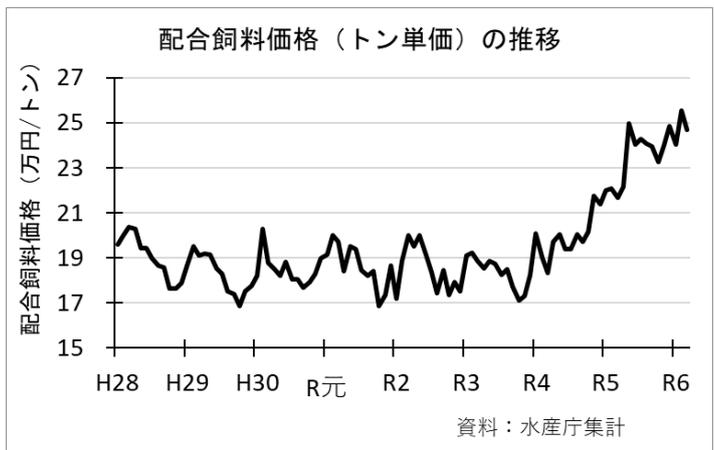
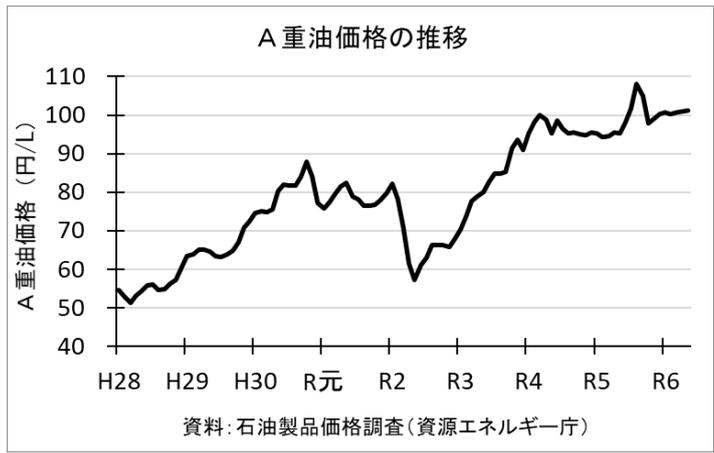


(資料：農林水産省「漁業経営調査報告」)

る支出は高止まりしており、本県における漁業経営は極めて厳しい状況です。

さらに、本県の漁業経営体のうち96%が個人経営体、64%が販売金額が500万円未満の経営体であるなど、零細な経営体が大半を占めています。

中でも、本県の海面養殖業の経営規模は他県と比べて小さく、1経営体当たりの生産量は、マダイ養殖(令和5年47トン)では熊本県の18%、のり類養殖(同30トン)では、兵庫県の12%、真珠養殖(同14.0kg)では長崎県の15%であり、本県の小規模な経営体は、大規模な他県の経営体に比べ、コスト面等で不利な状況にあります。



(資料: 漁業・養殖業生産統計年報、漁業センサス)

(3) 漁協経営の基盤強化

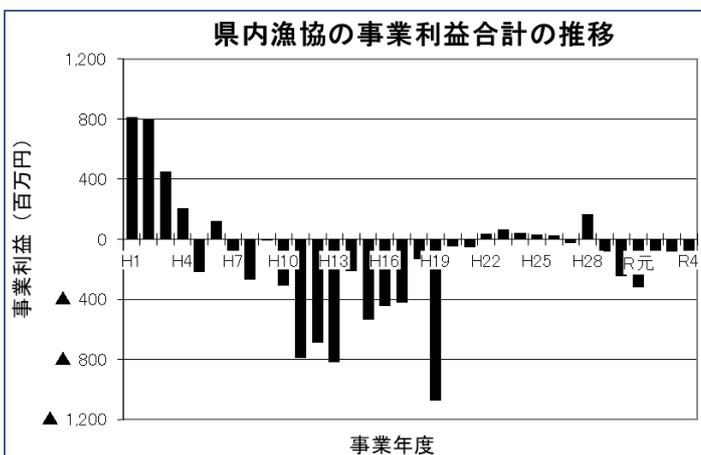
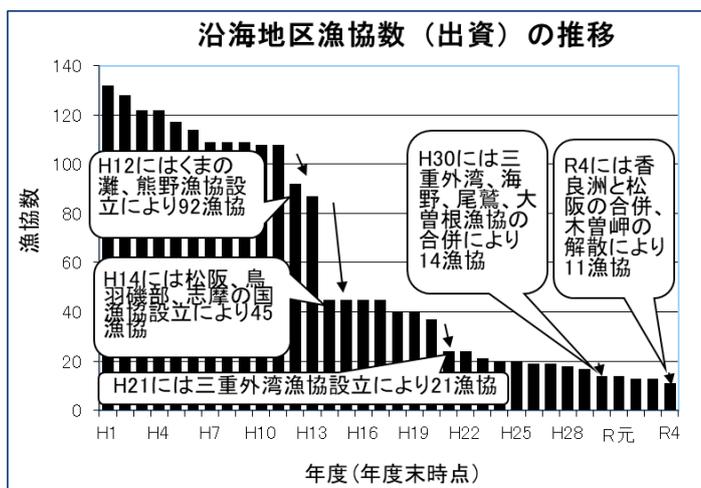
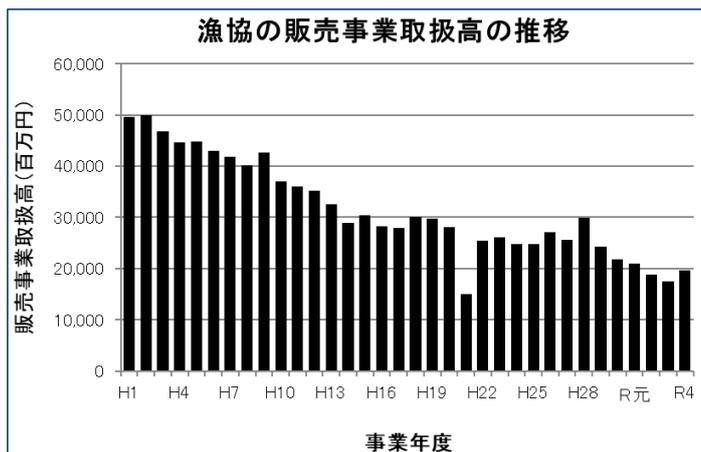
漁協は、漁業者の協同組織として、地域の水産業振興や活性化の中核的な役割を果たしています。また、海浜清掃等の環境保全や海難救助、魚食普及等、漁村地域においてさまざまな役割も担っています。

漁協経営は、平成2年度頃から、漁業者や漁業生産量の減少を背景とした購買、販売事業の収益減少により、事業利益が減少し、悪化する傾向となっています。

県内の漁協は、経営基盤の強化を図るため、合併が進められ、平成9年度末に109漁協であった沿海漁協数は、令和5年度末には11漁協に再編が進みました。

合併漁協は事業の効率化による管理費の削減や直販事業等の新たな取組による収益の増大等に取り組み、事業利益を黒字化するなど、経営改善に一定の成果を上げています。県内漁協の事業利益合計についても、合併漁協の黒字転換により、平成20年度頃から改善が見られています。

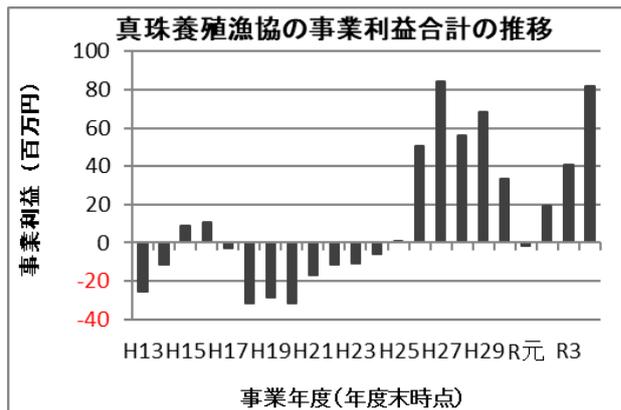
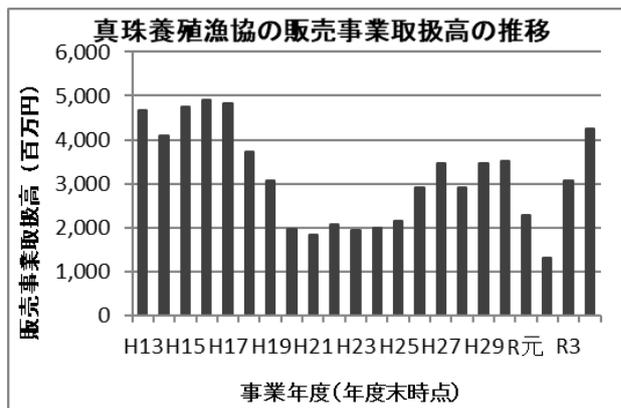
しかし、多くの小規模漁協では、運営の合理化や新たな取組の展開が進まず、依然として、事業利益がマイナスとなっています。



(資料：いずれも三重県調べ)

真珠養殖漁協については、平成 15 年度に、五ヶ所、阿児町、波切、布施田、和具、御座の 6 漁協が合併し、三重県真珠養殖漁協が発足するなど再編が進んだことから、平成元年度末に 20 であった漁協数は、令和 5 年度末には 6 漁協となっています。

平成 13 年度には、13 漁協中、事業利益がマイナスの真珠養殖漁協が 9 漁協と過半数を占めたものの、合併に伴う管理費の削減や販売取扱高の増加などにより、平成 25 年度以降、県内真珠養殖漁協の事業利益の合計がプラスに転換しました（令和元年度を除く）。



(資料：いずれも三重県調べ)

(4) 水産物流通の現状

①国内流通について

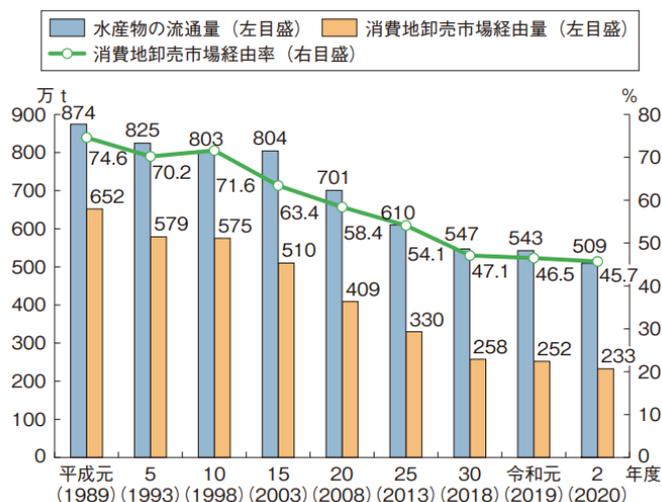
令和2年度の全国における水産物の消費地卸売市場経由率は、46%と、平成10年度と比較して25%低下するなど、消費地卸売市場を経由した水産物の取引は減少傾向にあります。

一方、市場外流通が増加するとともに、その流通形態についても、小売・外食業者等と産地出荷業者との消費地卸売市場を介さない産地直送、漁業者と加工・小売・外食業者との直接取引、インターネットを活用した消費者への直販等、多様化しています。県内においても、水揚げされた水産物が、県内主要地方卸売市場（北勢、三重県、伊勢志摩総合）、県外中央卸売市場（東京都（豊洲）、名古屋市、大阪府等）を経由するほか、市場外流通が増加するなど流通形態が多様化しています。

しかしながら、卸売市場が果たす集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は水産物を効率的に流通さ

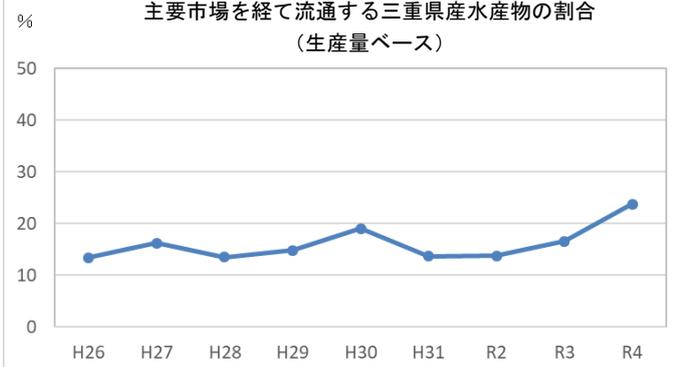
せるうえで重要な役割を担っていることから、引き続き、水産物流通の核として堅持されるものと見込まれ、事実、県内外の主要市場を経て流通する県産水産物の割合は、近年も横ばいで推移しています。こうした中、令和2年に施行された卸売市場法の一部改正により、中央卸売市場及び地方卸売市場における規制が緩和され、卸売業者による市場外の小売業者への販売や、仲買業者による産地からの直接仕入れなどが可能となりました。これらの結果、流通コストの削減やスピードアップが図られ、漁業者の所得の向上や消費者のニーズにあった水産物の供給につながることを期待されています。

水産物の消費地卸売市場経由量と経由率の推移



(資料：水産庁「令和5年度水産白書」)

主要市場を経て流通する三重県産水産物の割合 (生産量ベース)



※東京、名古屋、大阪の中央卸売市場及び県内主要地方卸売市場における三重県産水産物の取扱量の合計を、県内の漁業生産量で除して計上した。

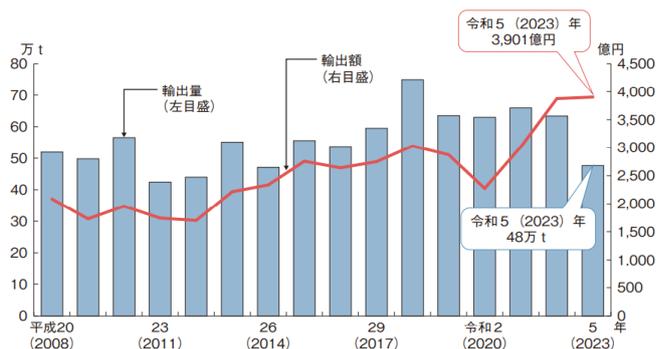
(資料：各市場ホームページ、漁業・養殖生産統計年報)

②輸出について

世界の水産物市場は、アジアを中心に拡大しており、我が国全体の輸出量は、おおむね増加傾向で推移してきましたが、令和5年においては、ALPS処理水の海洋放出開始以降の中国による日本産水産物の輸入停止等の影響により前年から25%減となりました。

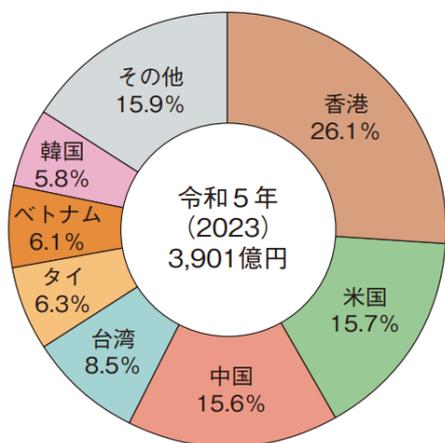
我が国の現在の主な輸出相手国・地域は、香港、米国、中国であり、この3か国で輸出金額の57%を占めていますが、中国への輸出額は、令和5年の輸入規制により大きく減少しました。品目別ではホタテガイ、真珠、ブリ、カツオ・マグロ類と続いています。

日本からの水産物輸出货量・輸出金額

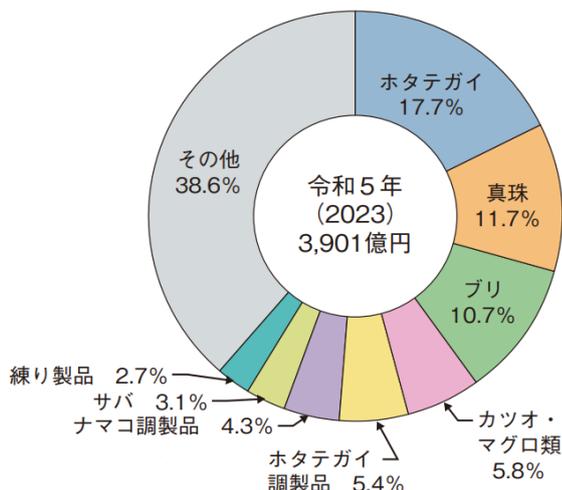


(資料：水産庁「令和5年度水産白書」)

我が国の水産物輸出相手国・地域



我が国の水産物輸出品目内訳



(資料：水産庁「令和5年度水産白書」)

国は、令和2年にマーケットインで輸出に取り組む体制を整備するための「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定しました。この戦略に基づく施策の一環である「農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP)」により、輸出事業に係るスタートアップ支援やビジネスマッチングなど事業者のレベルに応じたさまざまなサポート体制を強化することとしており、本県においても、GFPの一環として、「三重県養殖魚輸出産地協議会」が輸出に向けた生産基盤強化に取り組んでいるところです。

県としては、平成26年度に設立した「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会」において、アジア諸国を中心に、現地アドバイザーの設置や商談会の開催等、県産水産物の輸出促進に取り組んでいるところであり、シンガポールやマレーシアへのカキ、冷凍イセエビ等、事業者の販路拡大が進んでいます。

また、EU向けの輸出については、「対EU輸出水産食品の取扱要領」に基づき、EU向けに輸出する水産物を漁獲する県内の遠洋かつお・まぐろ漁船等 10 隻が認定されており、海外の基地港で水揚げされた冷凍マグロ等がEU向けに輸出されています。また、養殖場では、クロマグロ養殖を行う 1 養殖場がEU向け養殖場として認定されています。

③市場価格の現状について

1) 魚価動向について

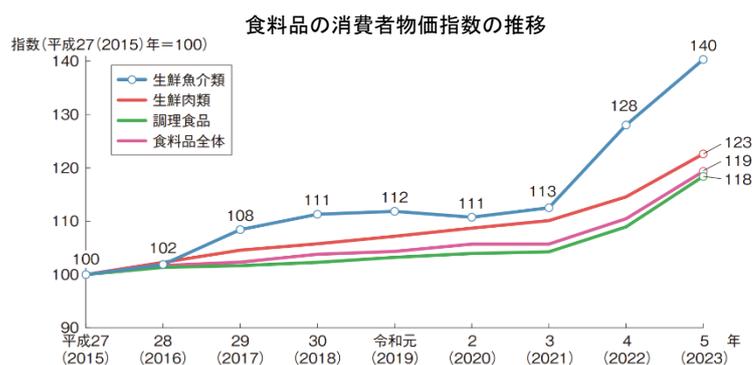
平成 27 年以降、食料品の消費者物価指数が上昇しています。とりわけ、令和 4 年以降生鮮魚介類については大幅に上昇しており、令和 5 年の同指数は前年より 9% 上昇しました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済活動の停滞からの回復、急速な円安等による水産物の輸入価格の上昇、国内生産の減少等の影響によるとものと考えられます。こうした中、県産水産物の平均単価の推移も、同様の傾向を示しています。

また、魚価は、漁模様や国内外の需要動向等、さまざまな要因の影響を複合的に受けて変動します。中でも、海洋環境の変化に伴

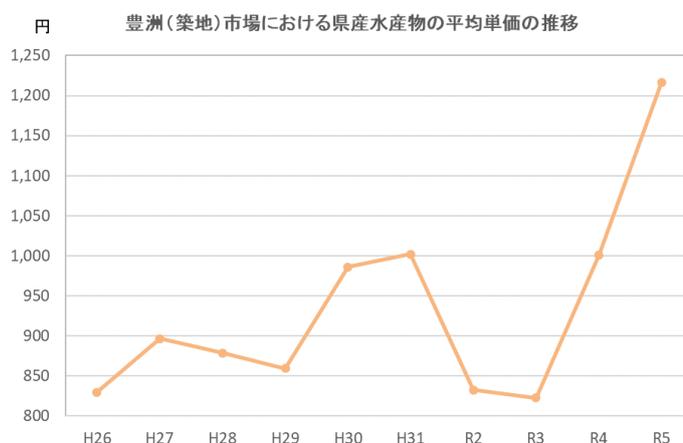
う水産資源の減少、ロシア・ウクライナや中東情勢の影響による燃油価格の高騰、アジアにおける養殖生産量の増加等の影響による養殖用配合飼料の原料価格の高騰は、生産原価上昇の大きな要因であり、今後の魚価動向に影響する可能性があります。

2) 水産物消費について

近年、国内における魚介類の 1 人当たりの年間消費量が減少を続ける中、ライフスタイルの変化に伴い、消費される生鮮魚介類の種類も変化しており、近年は、切り身等の調理が簡便な状態で売られることが多い、サケ、マグロ、ブリ等の購入量が多くなっています。



(資料：水産庁「令和 5 年水産白書」)



(資料：市場ホームページ)

平成 27 年以降、食料品全体の価格が上昇する中、生鮮魚介類の価格は大きく上昇しています。購入量については、価格上昇に伴い減少傾向が見られますが、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、内食の機会が増加したことにより、一時的に増加が見られました。また、直近 10 年間を見ると、生鮮魚介類の 1 世帯当たり年間支出金額は概ね横

生鮮魚介類の 1 世帯当たり年間支出金額・購入量の推移



(資料：水産庁「令和 5 年水産白書」)

ばい傾向を示しており、消費者の購買意欲自体が衰退しているわけではないとも考えられます。なお、県内においても全国と同様に生鮮魚介類の 1 世帯当たり年間支出金額は、概ね横ばい傾向を示しています。

こうした中、県としては、大規模消費地である首都圏や関西圏の量販店等において、県産水産物の魅力を消費者に発信するとともに、県内における魚食普及に係る取組を支援しています。

2-3 水産基盤整備及び漁村の現状

(1) 水産基盤の整備について

県内には72の漁港があり、その背後には漁村集落が形成され、これらの漁港及び漁村は、水産物の安定供給を支える場であるばかりではなく、生活の場、さらには、海洋レクリエーションや豊かな自然にふれあう場などとして、重要な役割を担っています。また、産地市場を有する漁港では、多くの市場関係者が就労するほか、水産物流通の拠点として重要な役割を担っています。

近年、大型化する台風や記録的な豪雨が発生するなど自然災害は激甚化・頻発化しています。また、南海トラフ地震などの大規模地震発生の際の緊迫度がより高まっている状況から、漁港及び漁村における事前防災及び減災の取組を進めることが求められています。

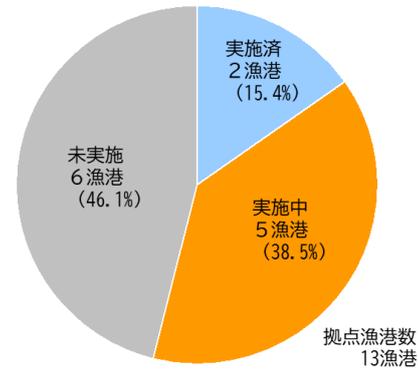
しかしながら、防波堤や係留岸壁などの漁港施設や、伊勢湾台風（昭和34年）直後に多く築造された堤防などの漁港海岸保全施設は老朽化が進む一方で、耐震・耐津波対策などの事前防災が進んでいないため、沿岸部に位置する漁港及び漁村では、発災時に甚大な被害が生じ、水産業を主とする地域経済に大きな影響を与えるおそれがあります。

(2) 藻場・干潟の減少

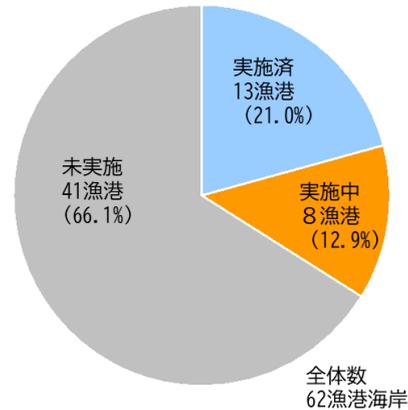
藻場は、多くの生物の産卵・成育の場として“海の森”とも呼ばれる役割を果たすとともに、水中の二酸化炭素を吸収して酸素を供給する機能や、海水を浄化する役割も担っています。

しかし、高度成長期以降、県全体の藻場面積は減少しています。平成21・22年度と比較し、令和3・4年度には、伊勢湾沿岸のア

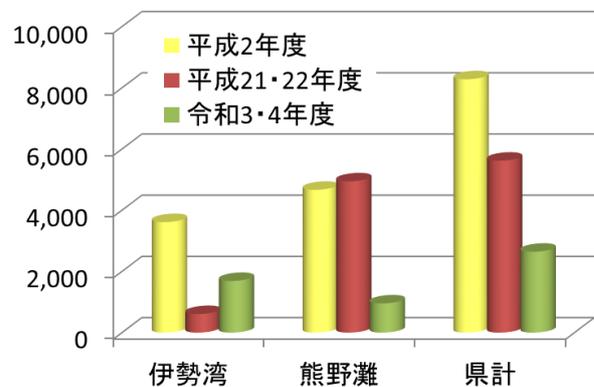
拠点漁港における防波堤の耐震・対津波対策



海岸保全施設の耐震化・長寿命化



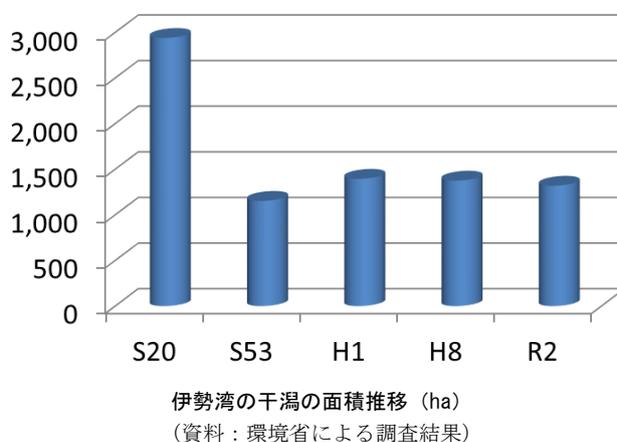
令和5年度
(資料：三重県調べ)



天然の藻場の面積推移 (ha)
(資料：三重県調べ)

マモ場は微増しましたが、熊野灘沿岸のサガラメやカジメ等を中心とした藻場は19%にまで大幅に減少しました。熊野灘沿岸における藻場の減少要因は、平成29年8月から続く黒潮大蛇行による沿岸域の高水温化に伴うアイゴやブダイといった魚類による食害の影響が大きいと考えられます。

干潟・浅場は、アサリ等の重要な水産資源を含む多くの生物の生息場所であるとともに、魚類、エビ・カニ類をはじめ多様な生物の産卵場や幼稚仔の保育場となっています。また、干潟・浅場では貝類、ゴカイ類等による有機懸濁物の濾過など、海水の浄化が行われるとともに、陸域から流入する栄養塩類濃度の急激な変動を抑える緩衝地帯としても重要な役割を担っています。



しかし、高度成長期以降、沿岸域の埋立て等により、伊勢湾の干潟面積は、昭和20年度(2,939ha)と比較して、昭和53年度(1,153ha)には39%、令和2年度には45%(1,319ha)と大幅に減少しています。

(3) 活力ある漁村づくりについて

水産業及び漁村は、安全で安心な水産物を安定的に供給するとともに水域環境の保全、海洋レクリエーション等による交流の場の提供、漁村独自の「食」や「祭り」等、地域文化の継承において重要な役割を担ってきました。

2023年漁業センサスによると、県内129漁業地区のうち、漁協が関係する活動ではごみ清掃活動に88地区が、各種イベントの開催に9地区が、祭り・文化・芸能の保存に14地区が取り組んでいます。また、漁業体験を行った地区数は6地区、魚食普及活動を行った地区数は8地区、水産物直販所がある地区数は8地区(8施設)など、漁村では漁業を中心にさまざまな取組が進められています。

「三重県南部地域振興プラン」では、水産業を基幹産業とする県南部地域(伊勢市以南)における過疎化は今後も進行し、県南部地域の人口は2020年(令和2年)の30万人から2045年(令和27年)の20万人へ減少し、人口減少率は2015年から2020年の6.9%に対し、2040年から2045年では8.6%まで上昇すると推定されています。

また、県内の漁業就業者の高齢化率が45%(2023年漁業センサス)と、全国平均の39%を大きく上回るなど、漁村を取り巻く情勢が厳しさを増す中、造船所が漁村地域から無くなるなど、これまで水産業を支え、ともに発展してきた関連産業にも影響が出てきており、漁村コミュニティの維持が困難になっていくことが懸念されています。

このような中、国の「水産基本計画」（令和4年3月閣議決定）では、地域ごとの漁業所得の向上を目標とする「浜の活力再生プラン」（県内16計画）や「浜の活力再生広域プラン」（県内6計画）において、「海業」や「渚泊」による漁業外所得確保の取組の促進や漁業以外も含めた活躍の場の提供等による地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化についても推進を図ることとされました。

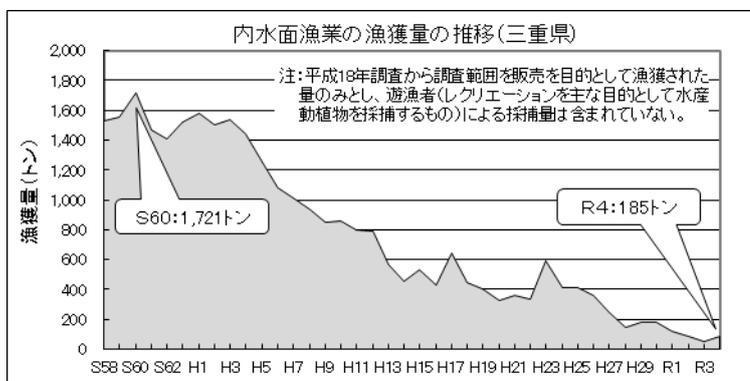
また、国は、「海業」の推進に向けて、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」の改正（令和6年4月施行）を行うとともに、新たな「海業」の取組を全国で概ね500件展開することを目標とし、「海業の推進に取り組む地区」として本県4地区（明和町下御糸、鳥羽市小浜、尾鷲市須賀利、熊野市二木島）を含む全国54地区を選定しました。

（4）内水面漁業・養殖業の現状

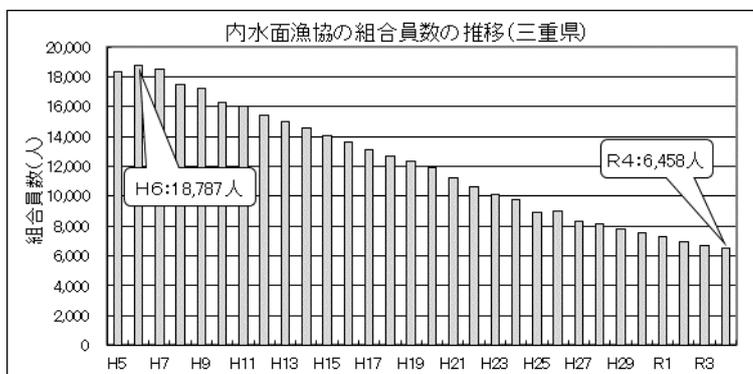
木曾三川における小型底びき網（貝桁網）漁業によるシジミの漁獲量が本県内水面漁業全体の約95%を占めていますが、減少傾向にあります。

また、県内14河川には、第五種共同漁業権が設定され、釣り等によりアユやアマゴ等が採捕されていますが、カワウや外来魚による食害や河川環境の悪化等による水産資源の減少により、組合員数や遊漁料収入は減少しています。

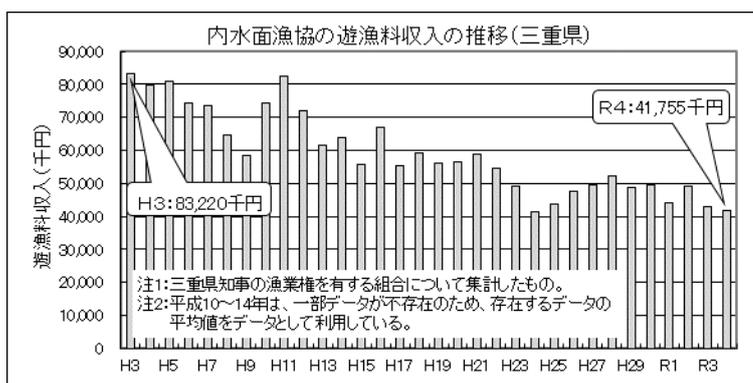
特に、カワウについては、県内の生息数は平成23年度の約5,600羽から令和4年度の約2,600羽に減少しましたが、食害による被害金額は4,000万円前後で推移しており、依然として内水面地域の水産資源に大きな被害を与えています。



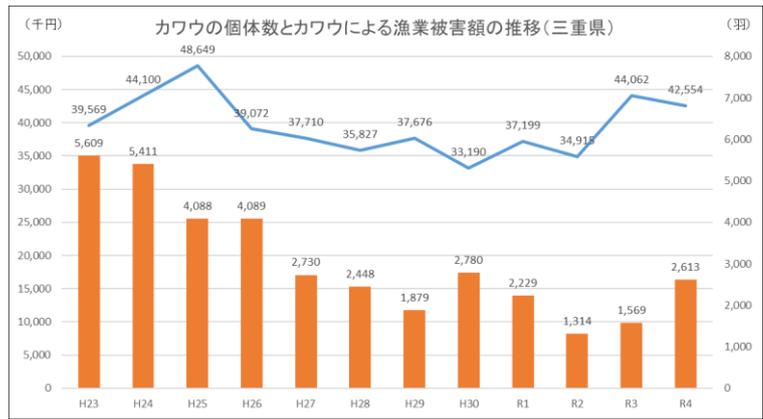
(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：三重県調べ)



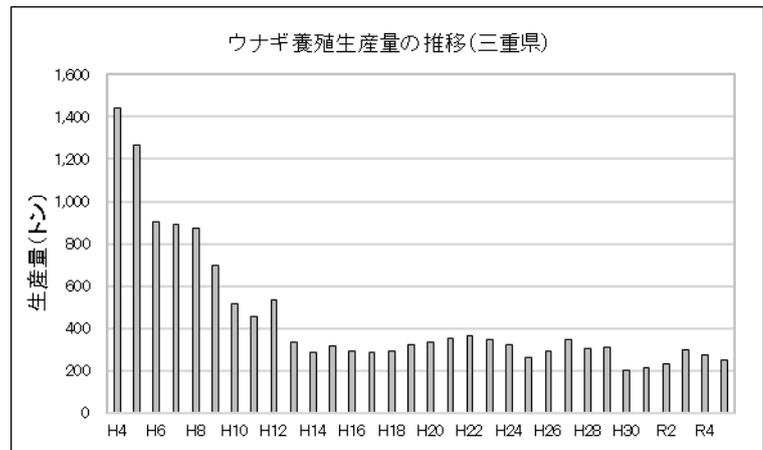
(資料：三重県調べ)



(資料：三重県調べ)

ウナギ養殖業については、平成13年以降、生産量が200～400トン（令和4年度は272トン）で推移していますが、稚魚や飼料価格の高騰により厳しい経営状況が続いています。

また、絶滅が危惧されるなど、国際的にもウナギの資源管理が求められていることから、平成27年6月からウナギ養殖業が「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく農林水産大臣の指定漁業となり、稚魚の池入れ数が制限されています。



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)

第3 基本的な方針及び主要な目標

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例

(基本理念)

第三条 水産業及び漁村の振興は、将来にわたって水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることに鑑み、次に掲げる事項が推進されることを基本としなければならない。

- 一 将来にわたって漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保しているよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存及び管理によりその維持及び増大を図るとともに、競争力のある養殖業が確立されること。
- 二 様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立しているよう、多様で意欲のある若者が漁業に就業し、及び漁業技術が伝承されるとともに、漁業者自らが高い付加価値を創出すること等により水産業者等の経営力が強化されること。
- 三 災害に強く生産性が高い水産業及び安心して快適な漁村が構築されているよう、漁村地域の防災及び減災対策、水産業の持続的な発展に資する基盤整備並びに活力ある漁村づくりが行われること。

1 基本的な方針

条例第3条で定める基本理念に基づき、将来にわたって、水産業が安定的に継承され、県民の皆さんが本県の豊かな海や水産物のすばらしさを実感できるよう「水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築」、「多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化」、「災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築」について、基本的な方針を定めます。

(1) 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築

水産資源の維持及び増大に向けて、黒潮大蛇行に伴う高水温化等の海洋環境の変化をふまえ、資源管理対象種の選定や資源評価の精度向上、新たな栽培漁業対象種の拡充、密漁の防止等に取り組むとともに、競争力のある養殖業の構築に向けて、精度の高い海況情報の発信による適正な養殖管理の推進、海洋環境の変化に対応した養殖品種や養殖技術の開発・普及を進めます。

また、「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向け、県管理の流域下水処理場において栄養塩類管理運転を実施し、効果検証に取り組むとともに、その結果をふまえ、伊勢湾の持続的な生物生産に必要な対応策を検討・推進します。

(2) 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化

多様な担い手の確保及び育成に向けて、「みえ漁師 Seeds」による情報発信、漁師塾や

真珠塾の活用等による新規就業者の確保、定着を支援するとともに、女性、シニア世代、外国人、障がい者など多様な担い手が活躍できる環境づくりを進めます。

安定した経営体の育成に向けて、協業化・法人化・複合経営化、異業種との連携、省力化・効率化に必要な技術や機器等の導入を支援するとともに、水産業協同組合の経営基盤強化を促進します。

県産水産物の競争力の強化に向けては、地域の漁業者・加工業者や流通関係事業者等との連携、国内外への販路拡大や輸出先の多角化等を進めます。

(3) 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

水産業の基盤の整備に向けて、南海トラフ地震等の発生リスクや自然災害の激甚化・頻発化をふまえ、漁港施設及び海岸保全施設の防災・減災や長寿命化対策等を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造に向けて、藻場・干潟等の造成や食害対策等による藻場の保全に取り組みます。

活力ある漁村の構築に向けて、海や漁村に関する地域資源を活かした「海業」を通じた交流人口の増加による漁村コミュニティの維持発展に取り組む漁業者への支援等に取り組みます。

内水面地域の活性化のため、カワウや外来魚による食害対策、稚アユ等の放流による漁業権対象魚種の増殖など遊漁者増加に向けた取組を促進します。

2 主要な目標

次世代を担う漁業者が、現在の厳しい状況を乗り越えた先の将来に希望を持てるよう、持続的な水産業を確立することが重要であることから、現在の海面漁業(養殖業を含む)の産出額を維持、増加させることを目標とします。

目標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
漁業産出額	380 億円 (令和4年)	386 億円 (令和15年)

本県の海面漁業（養殖業を含む）産出額について、漁村地域の人口減少・高齢化に伴う経営体数の減少を見込みつつも、資源管理による漁獲量の増加及び養殖業の生産性向上を図ることにより、現状の380億円（令和4年）から386億円（令和15年）に増加させることをめざし、目標値を設定しました。

3 基本計画の期間

令和7年度から令和16年度までの10か年計画とし、水産業及び漁村をめぐる情勢の変化を勘案し、効果的かつ効率的な施策の展開ができるよう、おおむね5年ごとに見直します。

第4 基本的施策

1 基本的な施策の展開方向

1-1 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築

1-1-1 水産資源の維持及び増大

(取組目標)

沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
2,563 トン（令和4年）	3,070 トン（令和15年）

沿岸水産資源を適切に管理するためには、科学的知見をふまえた資源評価に基づく資源管理に取り組むことが重要であることから選定しました。令和5年度までに実施した沿岸水産資源26種について、資源管理に取り組み、漁獲量を回復させることで、資源評価対象種の漁獲量を現状値から507トン（約20%）増加させ、3,070トンとすることをめざし、目標値を設定しました。

【資源管理関係】

広域回遊資源については、国の資源評価対象種やTAC対象種の拡大、個別割当（IQ）制度の導入が進められていることから、資源管理に必要な水揚げ情報等の収集体制の強化が必要です。

また、国の資源管理の強化により、TACの減少やIQ制度の導入も想定されることから漁業者の一時的な減収対策が必要です。

沿岸水産資源については、漁獲量や漁獲努力量の適正な管理に向け、資源評価の精度を向上し、資源量や漁獲の影響を把握するとともに、各地域で取り組まれている資源管理協定において定められた資源管理方策の適切な履行につなげることが必要です。

一方で近年、本県沿岸では、長期化する黒潮大蛇行に伴う高水温化をはじめとする海洋環境の変化により、漁獲される魚種も変化しつつあることから、それらに対応した資源管理体制を構築する必要があります。

令和4年12月に施行された水産流通適正化法の対象となる魚種の追加が今後も予定されていることから、円滑な運用に向けて関係事業者等へ十分な周知を行う必要があります。

漁業秩序を維持し、密漁防止を図るため、効果的な取締活動を実施するとともに、遊漁者等に対して漁業制度の普及啓発やルールの周知を進める必要があります。

(展開方向)

- ・広域回遊資源については、TAC対象種の漁獲量の適切な管理に取り組むとともに、漁獲量や漁獲努力量、漁獲物の体長等の資源評価に必要なデータを収集し、国に提供することで、国が行う資源評価に協力していきます。
- ・令和7年1月からTAC対象種となったカタクチイワシ太平洋系群については、国により資源管理され、TACの割当が行われます。一方で、伊勢湾のカタクチイワシについては、太平洋系群と異なる変動を示すことなどから、独立した系群として資源評価すべきと考えられます。今後は「三重県資源評価委員会」での資源評価の結果をもとに適切なTACの割当が行われるよう、国に働きかけていきます。
- ・沿岸水産資源については、「三重県資源評価委員会」において、継続的な調査による資源の現況把握と科学的知見をふまえた評価を実施します。また、評価結果を漁業者に提供し、漁業者の自主的な資源管理措置を定めた資源管理協定の実効性向上につなげます。
- ・気候変動や黒潮大蛇行に伴う高水温化などの海洋環境の変化により、本県沿岸で漁獲される魚種に変化が見られることから、「三重県資源評価委員会」において、適宜、評価対象種の追加、変更を検討し、環境変化に対応した資源管理に取り組みます。
- ・漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理による減収等を補てんする漁業収入安定対策事業の活用を促進します。
- ・本県漁業者と隣県漁業者との操業の調整に資するため、「漁業に関する協定」等に基づく漁業者間による協議結果の遵守徹底を指導し、トラブル等の防止を推進します。
- ・遊漁者へのルール等の周知を推進するとともに、漁業者と遊漁者による漁場の使用に関する協議を促進することで、水産資源の持続的な利用の確保と海面利用に関する秩序の形成を図ります。
- ・水産流通適正化法に基づき、特定第一種水産動植物の対象として追加されるウナギ稚魚（令和7年12月）、特別管理特定水産資源の対象として追加されるクロマグロ大型魚（令和8年4月）について、円滑な導入に向けて関係者への説明会等を開催します。
- ・漁協、海上保安部、警察、市町等の関連機関とも連携し、地域全体の取組として監視・取締りを強化し、密漁の防止を図ります。
- ・漁業取締船による監視やパトロール、中型まき網漁業の網船の船舶自動識別装置（AIS）の情報を利用した操業区域の監視を行うことで、密漁防止や漁業秩序の維持に努めます。また、漁協や漁業者による密漁監視の取組についても、密漁防止看板の設置や監視に用いるドローンの購入などに対して支援を行うことで、二枚貝類をはじめとする沿岸資源の保護につなげていきます。

【栽培漁業関係】

新たな栽培漁業対象種として、資源状況が悪化しているアサリ、ハマグリ、サザエについて、種苗生産技術や放流手法の技術開発に取り組むとともに、気候変動や黒潮大蛇行に伴う高水温化などの海洋環境の変化に対応した栽培漁業対象種の選定についても検討する必要があります。

また、藻場の減少が進行していることから、藻場再生のための移植用藻類の種苗生産や移植手法の開発にも取り組む必要があります。

カサゴやクルマエビなど放流効果の評価が十分ではない魚種もあることから、放流効果の検証をさらに進めることが必要です。

「三重県栽培漁業センター」及び「三重県尾鷲栽培漁業センター」では施設の老朽化に伴い、種苗生産能力の低下が危惧されており、計画的に修繕等の対策を講じることが必要です。

（展開方向）

- ・令和5年度に設置した、漁業団体、市町、学識経験者等を構成員とする「三重県栽培漁業協議会」において、種苗生産数、放流数、魚種ごとの技術開発段階の目標などを定めた「三重県栽培漁業基本計画」の進捗管理や栽培漁業の円滑な実施を図ります。
- ・新たな栽培漁業対象種として、伊勢湾の重要な水産資源であるアサリ、ハマグリ、藻場の減少により漁獲量が減少しているサザエの種苗生産技術開発に取り組みます。また、藻場回復に向けた海藻のサガラメ種苗生産にも取り組みます。さらに、気候変動や黒潮大蛇行に伴う高水温化などの海洋環境の変化に対応した栽培漁業対象種について検討します。
- ・栽培漁業対象種の放流効果を把握するために、調査手法の検討や調査実施の体制強化に取り組めます。
- ・「三重県栽培漁業基本計画」の内容をふまえ、「三重県栽培漁業センター」及び「三重県尾鷲栽培漁業センター」の適切な運用に向けて必要な機器、施設の整備や更新を行い、種苗生産能力の維持向上に努めます。

【研究関係】

資源評価にあたっては、気象や黒潮流路の変動による海洋環境の変化が資源や来遊（漁場形成）に与える影響を推定することが必要です。

特に、県が独自に行う沿岸資源の資源評価を正確に行うためには、対象資源の漁業や生態に関する情報が重要であるため、詳細な漁獲状況の収集システムの構築と生態調査の充実による資源評価の精度向上が必要です。

(展開方向)

- ・沿岸資源については、大学や国と連携し、県内全域にわたる詳細な漁獲情報の収集体制の構築、漁船からの漁獲・環境情報の収集、重点的な生物調査等を実施し、得られたデータを適切に解析して精度の高い資源評価を行うことで、資源の現状や将来予測を漁業者等に提示し、資源管理の取組を促進します。
- ・県調査船による海洋観測に加え、ICT観測機器や漁船等の民間船からの水温等の情報を活用した精度の高い海況情報を迅速に漁業者等に発信するとともに、海洋環境が資源の動向や来遊に与える影響を解析し、資源評価の精度向上を図ります。
- ・気候変動や黒潮大蛇行に伴う高水温化等の海洋環境の変化により、本県沿岸で漁獲される魚種に変化が見られることから、「三重県資源評価委員会」において評価対象種の追加、変更を検討するために必要なデータ収集や資源評価を実施します。

資源の維持・回復のための種苗生産技術や放流技術の開発

県では、重要な水産資源であるアサリ、ハマグリについて、令和4年度から種苗生産技術の開発に取り組んでいます。令和6年度には、それぞれ約40万個、約150万個の稚貝を生産することができました。今後は安定して大量生産できるよう技術開発を進めていきます。また、漁獲量が大きく減少しているサザエについても、令和6年度から種苗生産や放流についての技術開発を開始しています。

引き続き、放流種苗の種苗生産や放流技術の開発に取り組むことで栽培漁業を推進し、水産資源の維持・回復を図ります。



放流用アサリ種苗



放流用サザエ種苗

1-1-2 競争力のある養殖業の構築

(取組目標)

海面養殖業の1経営体当たりの産出額の増加率

(現状値を100%とした場合の増加率)

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
100%（令和4年）	133%（令和15年）
競争力のある養殖業の構築に向け、海洋環境の変化に適応した養殖品種や養殖技術の現場実装、養殖水産物のブランド化等を進めることで、1経営体当たりの産出額を増加させる必要があることから選定しました。本県養殖産出額の現状値（令和4年176億円）を維持するため、1経営体当たりの産出額を33%増加させることをめざし、目標値を設定しました。	

本県沿岸では海洋環境の変化が急速に進んでおり、養殖水産物のへい死や生育不良による生産量の減少が深刻化しています。このような中、県では、市町や漁業関係者等と連携して、ICT観測機器やSNSを活用した水温や植物プランクトン量等の海洋環境情報のリアルタイム配信に取り組み、生産量の回復や安定化に努めてきました。競争力のある養殖業の構築に向け、引き続き、海洋環境情報の迅速な提供に取り組むとともに、海洋環境の変化に対応した養殖技術や品種の開発・普及、新たな魚種の導入の検討等を総合的に進め、生産量の回復・安定化を図る必要があります。

また、本県養殖業の1経営体当たりの生産量は、大規模生産県の4分の1未満と少なく、その多くが零細な経営規模であることから、大規模生産県と比べてコスト面での競争力が不利な状況にあります。加えて、飼料費や人件費等の高騰により、養殖経営は厳しさを増していることから、海洋環境の変化への適応を進めるとともに、生産コストの削減にも取り組む必要があります。

一方で、コロナ禍で流通や消費が停滞する中でも「伊勢まだい」が堅調な売れ行きを見せ、アサクサノリが高単価で取引されるなど、ブランド養殖水産物の強みが発揮されたことから、収益性の向上のため、新たなブランドの開発や販路拡大に取り組むことも必要です。

(展開方向)

- ・ICT観測機器やSNSを活用した水温等のリアルタイム配信や海洋環境情報の予測技術の開発・普及に取り組み、適切な養殖管理による生産量の回復・安定化を図ります。
- ・有害赤潮による被害の軽減に向け、赤潮プランクトンの調査を実施し、迅速な情報提供に努めます。

- ・海洋環境の変化に対応するため、高水温等に強く病気になりにくい品種の作出や、養殖期間が短く、生産効率に優れた品種の開発・普及に取り組むとともに、新たな魚種の導入の検討を進めます。また、養殖に適した新たな漁場等を探索し、その利用を推進します。
- ・生産コスト削減のため、飼料費や人件費等の削減につながる養殖技術の開発・普及に取り組めます。
- ・収益性向上のため、養殖水産物の新たなブランドの開発や販路拡大を推進します。
- ・魚病による被害軽減のため、養殖魚の免疫機能を強化する飼料等、疾病の防除技術の開発・普及に取り組むとともに、魚病診断や養殖業者に対する投薬・予防に係る指導を行います。
- ・海洋環境の変化に適応するため、養殖に適した、栄養塩類の多い漁場等を探索し、その利用を推進します。
- ・藻類の生育不良対策のため、採苗や施肥に係る技術の開発・普及、カモ類や高水温化に伴って増加している魚類による食害軽減に向けた技術の開発・普及に取り組めます。
- ・アコヤガイのへい死軽減に向け、生残率の高い稚貝の開発・普及に取り組めます。
- ・マガキのへい死軽減に向け、漁場における適正飼育密度を明らかにし、その普及を図ります。
- ・貝毒による食中毒被害を防止するため、貝毒プランクトンの調査を実施し、迅速な情報提供に努めるとともに、毒化した貝の流通を防止するため、定期的に貝毒検査を実施します。
- ・「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けて、3部（環境生活部、県土整備部、農林水産部）連携のもと、流域下水処理場において、栄養塩類管理運転を行い、その効果検証に取り組めます。また、効果検証の結果をふまえ、伊勢湾の持続的な生物生産に必要な対応策を検討・推進します。
- ・養殖環境を人為的に制御できることから高水温化等に対して有効な陸上養殖について、地域の意向をふまえたうえで推進します。

黒のりの高生長品種の開発

黒のりの養殖漁場である伊勢湾では、高水温化による養殖期間の短縮が大きな問題となっています。

そのため、県では、黒のりの生産量の回復に向けて、生長が早く短期間で収穫できる品種の開発と実証試験に取り組んでいます。



室内培養した黒のりの葉体

左：対照品種、右：開発中の高生長品種

1-2 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化

1-2-1 多様な担い手の確保及び育成

(取組目標)

新規漁業就業者数（累計）

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
—	480人

多様な担い手の確保及び育成に向け、性別、年齢、国籍等にかかわらず、新規漁業就業者を確保していく必要があることから選定しました。漁師塾への支援や雇用の受け皿となる経営体の確保及び育成といった取組を進めることで、人口減少下においても、過去10年間（平成26年度から令和5年度）の平均となる48人／年の新規漁業就業者を確保することをめざし、目標値を設定しました。

現在、本県の新規漁業就業者数のうち非漁家や県外からの就業者が多くを占めていることから、漁業に馴染みのない就業希望者が容易に本県水産業について知ることができ、漁村で安心して生活できるような仕組みづくりを進めていくことが必要です。

また、人口減少下において地域外からも就業者を安定的に確保するためには、法人経営体の就業規則や労働環境の整備を進めることが必要です。

さらに、漁業を開始する場合には、漁船の購入や施設整備費用などの初期投資に係る経済的負担が大きな障壁となっていることから、こうした負担を軽減し、早期の経営安定につなげていくことが必要です。

漁業就業者の減少により労働力の確保が困難となってきたことから、女性、シニア世代、外国人、障がい者など多様な担い手の就業を促進することが必要です。

(展開方向)

- ・ 県立水産高校や漁業士と連携した講座の開催など、学生等を対象に、地元水産業の魅力紹介や漁業体験を実施します。
- ・ 地域外からの就業希望者の受け入れと定着を促進するため、「みえ漁師 Seeds」等による情報発信や、大都市圏等で開催される漁業就業フェアにおける就業相談に取り組むとともに、漁業現場における技術研修の場である漁師塾や真珠塾の運営及び開設について支援します。
- ・ 女性、シニア世代、外国人など多様な担い手の雇用の確保に向け、経営体の労働環境の整備、スマート技術を活用した省力化・効率化を支援します。
- ・ 協業化・法人化・複合経営化、生産性の向上等を促進することで、安定した経営基盤や安全管理体制を有する経営体の育成を図り、多様な担い手の雇用の確保につなげます。

- ・意欲ある漁業者を対象に漁業経営、資源管理、加工流通、6次産業化、スマート化などに関する研修への参加を促進し、技術や経営管理能力の向上を図ります。
- ・新規漁業就業者の定着を支援するため、漁業近代化資金等の水産制度資金の活用や事業承継の仕組みづくりなどにより、自立時の初期投資に係る経済的負担の軽減を図ります。
- ・地域が主体となって水福連携に取り組む体制づくりや地域における水福連携の推進等を担う指導者の活動を支援し、水福連携の取組の展開を図ります。

オンライン漁師育成機関「みえ漁師 Seeds」の取組

県では、漁業就業に興味を持つ都市部の若者等が、本県漁業に円滑に就業・定着できるよう、時間や場所にとらわれずに漁業紹介動画の視聴や座学講座を受講できるオンライン漁師育成機関「みえ漁師 Seeds」を構築し、令和4年度から運用しています。

漁業紹介の動画では、県内の主要な漁業の魅力を知ることができ、座学講座では、漁業のルールや漁業者の役割、漁村での暮らし、今後の地域漁業の考え方等を学ぶことができます。

また、若手・中堅漁業者を対象とした座学講座では、経営等について学ぶことができます。



「みえ漁師 Seeds」ウェブサイト

水福連携の促進

県では、障がい者が水産業の新たな担い手として活躍できるよう、漁業者等から福祉事業所等への漁労作業委託や福祉事業所による水産物の活用など、水産業と福祉との連携を促進しています。

県北部地域では、収穫されたワカメやカタクチイワシの加工作業に障がい者が携わっています。また、鳥羽市・志摩市内の漁業者と福祉事業所を中心に取り組みれていたカキ養殖用ロープの釘抜き作業委託が、南伊勢町や紀北町の福祉事業所にも広がるなど、地域を跨いだ水福連携の取組が生まれており、平成 27 年度から令和 5 年度末までに 59 件、のべ 456 人の障がい者が就労しています。



カキ養殖用ロープの釘抜き作業の様子

1-2-2 安定した経営体の育成

(取組目標)

「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率

(現状値を100%とした場合の増加率)

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
100%（令和4年度）	121%（令和15年度）
海洋環境の変化等に対応し、漁業所得を回復させる必要があることから、「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率を選定しました。各地区が策定・実践する「浜の活力再生プラン」において、現状を100%とし、全ての地区の平均所得を10年間で21%向上させることをめざし、目標値を設定しました。	

海洋環境の変化等によって影響を受けた漁業経営体の経営を回復させる必要があることから、収入の増加や経費の削減などによる所得の向上をめざす取組を促進していくことが必要です。また、国際情勢や円安等の影響により燃油・資材・配合飼料の価格が高騰し、漁業経営を大きく圧迫していることから、漁業経営への影響を緩和することが必要です。

さらに、本県の漁業経営体は、96%を個人経営体が占めており、経営規模も小さいことから、漁業経営の安定を図るため、作業の省力化・効率化による生産性の向上や経営規模の拡大等を進めていくことが必要です。

(展開方向)

- ・経営基盤の強化に向けて、付加価値の高い魚種への転換、協業化・法人化・複合経営化、異業種との連携を支援します。
- ・個人経営体をはじめとする漁業経営体の所得向上や経営安定のため、省力化・省コスト化に必要な機器、操業の効率化など所得向上につながる漁船、資源管理を推進しつつ収益性の向上を図るために必要な漁船や漁具の導入を支援します。
- ・災害・不慮の事故や燃油・配合飼料等の価格高騰による漁業経営への影響を緩和し、漁業経営の維持安定を図るため、漁業共済や漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進します。
- ・AI・ICT等を活用した技術の見える化、作業の自動化・効率化など、生産性や所得の向上、働き方改革につながる水産業のスマート化を図ります。

専門家派遣による個別伴走支援の取組

県では、漁業経営の安定を図るため、令和4年度から漁業経営体の課題に対応した専門家を派遣し、労働環境の改善や経営の法人化・協業化等に向けた個別伴走支援に取り組んでいます。

これまでに、社会保険労務士による定置漁業経営体の就業規則等の見直し、中小企業診断士及び税理士による黒のり養殖経営体や船びき網漁業経営体の法人化の支援等を行いました。



漁業経営体への専門家派遣の様子

1-2-3 水産業協同組合の経営の安定

(取組目標)

県内の沿海漁協数

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
11 漁協	3 漁協
地域の水産業や漁村の活性化において中核的な役割を担う漁協の組織・経営基盤の強化に向けた一手段として、合併による経営の合理化が有効であることから選定しました。県内沿海漁協が合併し、10年後に県3漁協（伊勢湾地区、鳥羽磯部地区、外海地区）となることをめざし、目標値を設定しました。	

漁協は地域の水産業において中核的な役割を担っていますが、その多くは小規模で、依然として事業利益がマイナスとなっていることから、自営事業への新規参入や漁協間での協業の推進等により、漁協の経営改善を図っていくことが必要です。また、合併漁協については、事業の効率化等により、組織・経営基盤の強化に一定の成果を上げていることから、漁協間の自発的な合意に基づく合併を支援していくことが必要です。

真珠養殖漁協や内水面漁協についても、組合員数の減少やそれぞれの漁業が抱えるさまざまな課題に的確に対応し、漁業者の協同組織として必要な役割を果たせるよう、経営基盤の強化や事業の強化・充実を図っていくことが必要です。

(展開方向)

- ・漁協の経営改善に向けて、自営事業への新規参入や漁協間での協業の推進を支援します。
- ・伊勢湾地区については、県漁連等系統団体や市町と連携しながら、漁協合併が円滑に進むよう、「伊勢湾地区漁協合併推進協議会」を軸に合併協議を促進します。また、組合員数の減少が深刻な漁協については、先行的な合併・再編も視野に入れた協議を促進します。
- ・外海地区については、県漁連等系統団体や市町と連携しながら、「外海地区合併推進協議会」を軸とした合併協議に向けた機運の醸成を図ります。
- ・組合員からの合併に対する理解と賛同を得られるよう、事業の効率化等、合併の効果を丁寧に説明しつつ、合併に伴う支所の閉鎖等への不安の払拭に向けた漁協指導を行うなど、県漁連等系統団体や市町と連携し、組合員の意見を十分に聴き取りながら、漁協の合併協議を促進します。
- ・漁協が漁業者の協同組織として必要な役割を果たせるよう、適正な人員配置と人材育成、コンプライアンス向上、管理費削減等の経営合理化、加工・販売体制の構築や拡充等、組織及び事業の強化・充実を支援します。

三重県における漁協合併の取組

県では、県漁連等系統団体や市町と連携しながら、漁協合併推進協議会を軸に、漁協経営基盤強化のための漁協合併を促進しています。令和4年度には、松阪漁協と香良洲漁協が合併するなど、再編が進んでおり、令和5年度末の沿海漁協数は11漁協（平成9年度末：109漁協）となりました。

引き続き、漁協間の自発的な合意に基づく合併が進むよう支援していきます。



沿海漁協位置と地区分け

1-2-4 県産水産物の競争力の強化

(取組目標)

県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数（累計）

現状値（令和5年度）	目標（令和16年度）
26件	59件
県産水産物の競争力の強化に向け、県産水産物の輸出促進を図り、恒常的な輸出を実現することが重要であることから選定しました。県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数を累計で59件とすることをめざし、目標値を設定しました。	

県産水産物の競争力を強化し、漁業者の所得を向上させるためには、品質の向上、異業種との連携による商品開発やブランド力の向上に取り組み、その魅力を全国に発信し、新たな販路の開拓につなげるなど、県産水産物の付加価値を向上させて差別化を図っていくことが必要です。

さらに、国内の食市場が縮小すると見込まれる中、国際的な水産物需要の高まりや「日本食」に対する追い風等の好機を活かし県産水産物の輸出を促進するためには、県産品輸出促進に係る県の方針をふまえ、意欲的な事業者の確保や育成を図るとともに、本県の強みを活かした取組を支援していくことが必要です。

加えて、県産水産物の競争力の強化につなげていけるよう、産地市場の統廃合等により産地市場の機能を高めていくとともに、年々増加する市場外流通への対応が必要です。

なお、本県は真珠養殖の発祥の地であり、コロナ禍後は、海外需要の回復や円安により、需要拡大の好機を迎えていることから、県内外で開催されるイベントを通じて、販路拡大に取り組むことが必要です。

(展開方向)

- ・ 県産水産物の特長を活かした消費拡大に向け、消費者を対象とした魚食普及や県産水産物の魅力発信に取り組むとともに、地域の漁業者・加工業者や流通関係事業者と連携のうえ、大都市圏等における新たな販路拡大や恒常的な販路の確保を支援します。
- ・ 意欲ある漁業者や漁業協同組合等による、商品開発や販路拡大、情報発信等の県産水産物の販路拡大に向けた取組を支援するとともに、新たにこれらの取組を行う漁業者等を掘り起こします。
- ・ 6次産業化、流通業・観光業など異業種との連携や水産エコラベル認証の取得等の付加価値向上の取組を支援することで、県産水産物のブランド力向上を図り、その魅力を全国に発信し、知名度向上と需要拡大を図ります。
- ・ 輸出拡大に向け、科学的根拠に基づかないままALPS処理水海洋放出に伴う輸出規制

を実施している中国に対し、規制措置の撤廃を働きかけるよう、国に対し要望していきます。

- ・ 県産品輸出促進にかかる県の方針をふまえ、アジア諸国を主なターゲットとして、輸出に取り組む事業者の拡大や輸出先の多角化を進めるとともに、現地での訪問商談会の開催等を通じて、現地ニーズに対応した恒常的な輸出体制の構築に努めます。
- ・ 食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理の導入や生産者による鮮度保持の取組等、衛生管理の高度化を促進します。
- ・ 輸出先国の規制等に対応するため、シンガポールへの活カキ輸出やベトナムへの活水産物輸出に係る衛生証明書の発行を行うとともに、HACCP認定取得等を促進します。
- ・ 真珠については、サステナブル、エシカルといった県産真珠のブランドイメージの構築、海外の真珠バイヤーやインバウンド向けの真珠体験ツアーの受け入れ、国際イベントにおける真珠の利用促進等、国内外での真珠の魅力のPRに取り組めます。

水産物の輸出の促進

県では、県産水産物の特長を活かした輸出を促進するため、平成26年に設立した三重県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会において、水産物輸出に意欲のある事業者と連携して、アジア諸国を中心とした販路開拓に取り組んでいます。

こうした中、令和4年度からは、新たな販路の開拓と恒常的な販路の確保につなげるため、事業者自らがマレーシアに渡航し、対面商談や訪問営業を行うことで、現地バイヤーに県産水産物の魅力を直接伝える取組を進めています。



マレーシアでの商談の様子

1-3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

1-3-1 水産業の基盤の整備

(取組目標)

拠点漁港における耐震・耐津波対策を行った施設の整備延長（累計）

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
720m	1,270m
防災・減災対策として、県管理の生産・流通拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施する施設の整備状況を的確に把握する必要があることから選定しました。優先的に取り組む必要がある県管理の生産・流通拠点漁港の施設の耐震・耐津波対策整備について、整備延長の累計を1,270mとすることをめざし、目標値を設定しました。	

近年、大型化する台風や記録的な豪雨など、自然災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震などの大規模地震の緊迫度も一層高まってきています。このような中、防波堤や係留岸壁などの漁港施設や、堤防などの漁港海岸保全施設は、老朽化が進む一方で、耐震対策が進んでいないため、施設の耐震化・長寿命化、津波防波堤の耐震・耐津波対策などの事前防災を早急かつ計画的に進めていくことが必要です。

また、漁業者の高齢化や減少が進む中、漁協の合併は進んでいるものの地域における漁港機能の集約は進んでいないため、地域に応じた再編や集約化を進めるとともに、流通コストの低減や、水産物の品質向上と将来的な輸出を見据えた施設整備を推進していくことが必要です。

(展開方向)

- ・防波堤や岸壁などの漁港施設や堤防などの海岸保全施設については、拠点漁港を中心に、地震や津波・高潮等への対策とともに、老朽化の状況などをふまえた適切な長寿命化対策を効率的に進めます。加えて、BCPや防災技術マニュアルの適切な運用により、ソフト・ハードの両面から漁港及び漁村における防災・減災対策に取り組みます。
- ・拠点漁港を中心として周辺漁港と組み合わせた漁港機能の再編や集約化を進めるため、集出荷機能の集約や強化、高度衛生管理型の産地市場の形成、漁港ストックの有効活用などの取組を進めます。
- ・水産業の生産性を高めるため、共同加工施設や冷凍冷蔵施設などの共同利用施設等の整備を促進します。

漁港・漁港海岸における防災・減災対策

県では、漁港施設及び漁港海岸保全施設において、南海トラフ地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図るため、防波堤や海岸堤防等の耐震・耐津波対策や長寿命化対策を進めています。

令和5年度には、白塚漁港（白塚工区）において高潮対策として整備した海岸堤防が完成しており、他の漁港・漁港海岸についても、引き続き防災・減災対策の取組を計画的に進めていきます。



白塚漁港海岸堤防

1-3-2 水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造

(取組目標)

藻場・干潟等の造成面積（累計）

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
57.7ha	96.2ha

水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造に向けて、多くの生物の産卵・保育場等といった重要な役割を担っている藻場・干潟等の再生が必要であることから選定しました。生物の生息環境と藻場・干潟等を再生する適地を考慮して、造成面積の累計を96.2haとすることをめざし、目標値を設定しました。

多くの生物の産卵・保育場等といった重要な役割を担っている藻場・干潟等が減少するなど漁場環境が悪化していることから、生物を育む豊かな海の再生に向け、漁場整備により本県沿岸の漁場環境を改善していくことが必要です。

また、効果的に沿岸の漁場環境の保全や改善を図るため、漁場整備に加えて、漁業者等が行う食害生物から藻場を保全する活動やアサリ資源の増大等に向けた取組と連携することが必要です。

さらに、藻場の食害生物である植食性魚類の利活用、伊勢湾の栄養塩類の減少、海洋ごみへの対応及びブルーカーボンクレジットの活用等についても対応が求められています。

(展開方向)

- ・漁業者や市町等の関係者と調整を図りながら、海域の特徴や水産動植物の生態を考慮し、藻場、干潟・浅場の造成、浮魚礁の設置等の漁場整備に取り組みます。
- ・食害生物の駆除、海藻種苗の移植、保護カゴの活用やプラスチック廃棄物を含む漂着物の除去等、漁業者や地域住民などで構成される活動組織による藻場・干潟等の保全活動を支援することで、各海域の特徴に適した取組を計画的に進めます。
- ・藻場の食害低減を図るため、食害生物であるアイゴやブダイの加工販売や地域での利用状況に関係者間で情報共有することで、食害生物の利活用を促進します。
- ・高水温への耐性や早く成熟するなどの特長を持つ海藻類の分布状況を調査し、それらの海藻類の藻場造成への活用について検討を進めます。
- ・アサリ資源の増大に向けて効果的な環境整備を行うために策定した「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」に基づき、強い波から稚貝の流出を防ぐ効果のある砕石を用いた干潟・浅場造成を進めます。
- ・「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けて、環境生活部、県土整備部との3部連携のもと、流域下水処理場の栄養塩管理運転の継続及び効果検証に取り組みます（再掲）。

- ・岐阜・愛知・三重の3県で策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、関係部局と連携し、漁港海岸におけるプラスチック廃棄物を含む海洋ごみの回収・処理と発生抑制対策を進めます。
- ・水産動植物の生育場となる藻場の再生活動に利用できるよう、ブルーカーボンクレジット制度の活用について検討を進めます。

藻場再生の取組

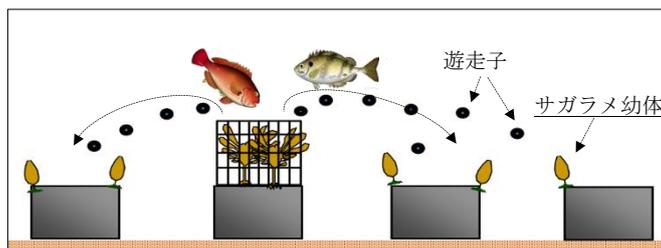
本県沿岸では、藻場が長期にわたって減少していることから、県では、令和3年度からの10年間を計画期間とする「三重外海域藻場ビジョン」に基づき、藻場の再生に向けて、

- ① コンクリート製ブロックの設置による藻場造成
- ② 定期的な海藻生育状況のモニタリング
- ③ 漁業者が行う藻場保全活動への支援

に取り組んでいます。

また、より効果的な藻場の再生に向けて、保護カゴを用いて食害生物から海藻を守って核藻場を形成し、周辺に遊走子を供給することで海藻を増やし、藻場の再生を促す取組や、高水温や食害に強い海藻の利用に向け、県の南部海域を中心に藻類の分布調査を進めています。

今後は、漁業者にも共同実施を呼びかけ、取組拡大を図るなど、漁業関係者との連携による藻場再生に取り組んでいきます。



核藻場からの遊走子供給イメージ



遊走子から発芽したサガラメ幼体

1-3-3 活力ある漁村の構築

(取組目標)

漁港・漁村を活用した新たな事業件数（累計）

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
—	10件
漁村コミュニティの維持発展に向けて、漁村の役割が将来にわたって持続的に発揮されるよう、漁村地域を活性化させていくことが必要であることから選定しました。漁港・漁村を活用した漁村地域の活性化につながる事業を着実に増加させ、累計で10件とすることをめざし、目標値を設定しました。	

国全体で人口減少が進んでおり、漁村においてもコミュニティの維持が困難となっていくことが懸念される中、水産業の担い手を確保・育成するとともに、漁村への移住者等の確保・定着に向けた支援などの漁村の基幹産業である漁業の持続的な発展に向けた取組を進めていくことが必要です。

また、漁村の人口が減少していく中、漁村文化の継承をはじめとする漁村の役割が将来にわたって持続的に発揮されるよう、地域の海や漁村に関する豊かな資源と漁港を最大限に活かした「海業」の取組を通じて交流人口を増やすなど、漁村地域の活力づくりに向けた取組を促進していくことも必要です。

(展開方向)

- ・漁村コミュニティの維持発展に向け、漁師塾等の展開により水産業の担い手の確保・育成を進めるとともに、交流拠点の整備などの漁村への移住者等の確保・定着に向けた支援、漁業と他の産業との連携、女性やシニア世代の参画を図ります。
- ・漁業所得の向上を通じて漁村地域の活性化が促進されるよう、各地域の現状を幅広く聞き取り、取組の成果・課題をふまえた指導や助言を行うなど、「浜の活力再生プラン」等の策定・実践に取り組む漁業者等を支援します。
- ・都市部等からの誘客を促進して交流人口の増大を図るため、日本農業遺産である海女漁業や真珠養殖業等の地域資源の活用や観光業等との連携を促進します。
- ・地域の海や漁村に関する豊かな資源と漁港を最大限に活かした「海業」の取組を進め、漁業体験や遊漁など余暇活動に訪れる方々の受入れ及び観光業との連携等による都市と漁村の交流、新たな産業の誘致等を促進します。
- ・安全で快適な漁村生活のため、海岸保全基本計画をふまえ海岸保全施設における地震や津波・高潮等への対策を進めるとともに、漁業集落排水施設の機能保全対策など生活環境整備を進めます。

「海業」に取り組む地区への支援

県では、水産業普及指導員が中心となって「海業」の展開に向けて取り組む地区を支援しており、令和6年度は、3地区（鳥羽市小浜、尾鷲市須賀利、熊野市二木島）において、漁港を活用した漁業体験メニューの提供や施設整備など取組の具体化に向けた助言を行っています。引き続き、所得の向上や雇用機会の確保により漁村の活力向上を図る「海業」の取組を支援していきます。



漁業体験



加工・レストラン・直売施設

海業において想定される取組の例

1-3-4 内水面地域の活性化

(取組目標)

内水面地域に訪れた遊漁者数

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
8,530人（令和4年度）	8,530人（令和15年度）

内水面地域の活性化に向けては、遊漁者の確保が必要であることから選定しました。内水面地域における多面的機能の持続的な発揮のため、内水面漁協の運営を支える遊漁料収入を確保すべく、遊漁者数を現状値の8,530人に維持することをめざし、目標値を設定しました。

カワウの個体数及び食害によるアユの被害金額は、いずれも減少傾向にはあるものの、依然として水産資源に大きな被害を与えており、加えてブラックバス等外来魚の生息域が拡大していることから、対策の継続が必要です。

また、内水面漁協の運営を支えるためには、安定的な遊漁料収入が不可欠となっており、遊漁者の確保につながる取組が必要です。

ウナギについては、絶滅が危惧されていることから、国際的にも資源管理が求められており、産卵親ウナギやシラスウナギの保護が必要です。

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等が保たれるよう、適切な漁場環境の保全が必要です。

(展開方向)

【内水面水産資源の回復】

- ・内水面水産資源の保全及び活用に向け、漁協が実施する、ドローン等を活用したカワウや外来魚による食害対策、稚アユ放流等の漁業権対象魚種の増殖のための取組を支援します。
- ・アユの冷水病やコイヘルペスウイルス病等のまん延防止のため、魚病発生時には罹病魚の移動制限等の措置を実施します。
- ・若者や女性など多様な遊漁者の確保につながるよう、天然資源を守りつつ、新たな漁法の導入などさまざまな遊漁者ニーズに応える魅力的な川づくりについての検討を支援します。
- ・ウナギ資源の保護のため、産卵のために河川から海へ下る「下りウナギ」の再放流、密漁監視や採捕許可数量の管理による適正なシラスウナギの採捕を促進します。
- ・ウナギ養殖業者に対して適正な池入れが行われるよう指導等を行います。

【内水面における漁場環境の再生】

- ・地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進します。
- ・漁場環境・生態系の維持・回復に資するため、ヨシ帯の保全や河川の清掃活動など、漁協等が行う取組を支援します。

内水面地域での漁場環境再生等の取組

県では、内水面の生態系維持等のため、産卵場や成育場として重要なヨシ帯の保全や、環境学習、河川の清掃活動など、漁業者と地域住民等の組織が行う取組を支援しており、令和5年度には、5市町5組織（津市、松阪市、大台町、大紀町、紀北町）が、ヨシ帯の保全や内水面の生態系の維持・保全・改善などの活動を実施しました。



河川清掃の様子

1-4 その他の施策

1-4-1 水産に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及

(取組目標)

海洋環境の変化等に対応した水産技術開発の件数（累計）

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
10件	32件
水産業が直面する海洋環境の変化や担い手不足に対応するため、スマート化を含めた幅広い水産技術開発が求められていることから選定しました。海洋環境の変化等に対応した水産技術開発を累計で32件とすることをめざし、目標値を設定しました。	

水産業の競争力強化を図り、成長産業とするためには、漁業者や関係団体の抱える課題を的確に把握し、生産性を向上するための新たな技術の研究開発とその成果の普及に取り組むことが重要となっています。

また、黒潮大蛇行の影響等により、急激に高水温化が進行する中、迅速で正確な海洋環境のモニタリング情報の提供や、養殖水産物のへい死対策技術、高水温耐性品種の育種等、幅広い水産技術の開発が求められています。特に、最先端分野の研究開発は、水産研究所単独での推進は難しいことから、国や大学等の研究機関や民間企業等との連携が必要です。

(展開方向)

- ・生産現場が抱える課題解決のため、漁業者、関係団体等との積極的な意見交換を通じて、現場のニーズ把握に努め、生産性と収益性向上を実現するための技術開発を推進します。
- ・得られた成果は、生産現場への技術導入の効果を科学的根拠に基づき、わかりやすく説明し、広く速やかな普及をめざします。
- ・競争力のある養殖業の構築に向けた、新たな品種・技術の開発を進めます。
- ・ICT観測機器を活用した海洋環境情報のリアルタイム配信やドローンによる漁場監視など、AI・ICT等の先端技術を活用することで、漁業現場のニーズに対応したスマート化をさらに推進します。
- ・受託事業や競争的資金を積極的に活用するとともに、水産研究所に不足する知識や分析機器等を有する研究機関とコンソーシアムを形成し、最先端の知見や調査研究手法を用いて効率的・効果的に県内水産業の課題解決を図ります。

養殖現場でのICT観測機器の活用

青さのり養殖では、河口等の海域で養殖網に種を付着させる天然採苗が行われていますが、近年の高水温化等の影響により、採苗時期に遅れが生じるなどの影響が出ています。

水産研究所では、種の放出時期と水温等の環境との関係を明らかにするとともに、ICT観測機器を設置して水温をリアルタイムで把握しながら適切なタイミングで採苗を行う実証試験を進めてきました。さらに、遺伝子検査の手法を応用して、海域での種の放出状況を確認することで、より確実に採苗できる技術開発を行っています。



ICT観測機器と

実証試験によって得られた種網

1-4-2 県民の理解の促進

(取組目標)

県民理解の向上に向けた新たな取組数（累計）

現状値（令和5年度）	目標値（令和16年度）
15 取組	26 取組
水産業及び漁村に関する県民の理解の向上に向けては、水産業及び漁村が果たしている役割や県産水産物の魅力について、効果的に情報発信していくことが必要であることから選定しました。SNSやメディア等による情報発信の取組を累計で26取組とすることをめざし、目標値を設定しました。	

水産業者、市町、県民の皆さんと一体となって取り組み、条例に掲げる基本理念を実現していくためには、漁業者による海難救助や漁村文化の継承など、水産業及び漁村が県民に果たしている役割について、理解を十分に深めていくことが必要です。

また、令和7年に開催される「第44回全国豊かな海づくり大会」や大阪・関西万博、令和8年の三重県誕生150周年記念行事等の大規模イベントをはじめとするさまざまな機会を通じて、県産水産物や魚食の魅力を発信し、県産水産物の消費の増加につなげていくことが必要です。

(展開方向)

- ・ 本県の水産業や漁村が果たしている多面的機能の役割や、二酸化炭素吸収源となる藻場の保全等ブルーカーボンクレジット認証に係る漁業者の取組等について、広く理解が進むよう、SNSやメディアを活用して効果的に情報発信します。
- ・ 水産業への理解が深まるよう、県民等が水産業の現場を訪れ、見て、体験できる水産業の見える化への取組を促進します。
- ・ 観光業等との連携により、漁業体験等を通じて水産業や県産水産物の魅力を伝える取組等を促進します。
- ・ 次世代に魚食習慣を伝えていくため、時短・簡便な魚介類の調理方法の紹介や魚食の魅力を発信し、家庭における魚食普及を促進します。また、学校給食や学校教育と連携して、子供たちに魚食の良さを伝え、魚食習慣の定着に向けた取組を促進します。
- ・ 令和7年に本県で開催される「第44回全国豊かな海づくり大会」や大阪府で開催される大阪・関西万博を契機に、県産水産物の魅力を全国に発信し、知名度向上と需要拡大を図ります。

フリーペーパーでの県産水産物の紹介

県では、水産物の消費拡大を促進し次世代に魚食習慣を伝えていくため、子育て世代向けのフリーペーパー「ママごはん」と連携し、県内の旬の魚介藻類とその産地などを紹介する連載記事「みえ四季の魚」を作成しています。これまでに、イセエビ、マダイ、カキ、青さのりなど30種類以上の魚介藻類を紹介し、その魅力を発信しました。



「みえ四季の魚」紙面の例

2 漁業種類別の施策の展開方向

2-1 船びき網漁業及びまき網漁業

(イワシ類、サバ類、アジ類、イカナゴ等)

船びき網漁業は、伊勢湾や伊勢湾口においてイワシ類やイカナゴ等の多獲性浮魚を主に漁獲していますが、漁獲量は減少傾向です。まき網漁業は伊勢湾口以南の沖合においてイワシ類、サバ類、アジ類等の多獲性浮魚を主に漁獲していますが、マイワシ、サバ類が令和3年から大きく減少し、令和4年の漁獲量は17,106トンとピークであった平成28年の70,826トンから4分の1以下になっています。

漁獲量が大きく減少した原因としては、マイワシやマサバは通常であれば産卵のために本県海域よりも南の海域まで回遊しますが、黒潮流路の変化により回遊経路上の水温が高くなったことから南下が阻害され、本県沿岸への来遊が減少したためと考えられています。

マイワシ、マアジ、サバ類等のTAC対象種について、国は、現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量(MSY)を達成できる水準に資源を維持・回復させることをめざすこととしており、一時的なTACの減少や個別割当(IQ)制度の導入も見込まれることから、漁業者の一時的な減収対策が必要です。

また、平成28年から9期連続で漁が行われていないイカナゴについては、資源状況を把握するための調査や漁場観測を継続します。

同一海域において、船びき網漁業、定置漁業、まき網漁業等、異なる漁業が操業されており、漁業間における調整が必要です。

まき網漁業では大量の漁獲物が水揚げされることにより魚価が下落する場合がありますため、その対策が必要です。

(展開方向)

- ・水産資源の維持・増大のために、「三重県漁業調整規則」等の公的管理措置の遵守を徹底するとともに、科学的根拠をふまえた精度の高い資源評価の結果や効果的な資源管理手法を漁業者に提案することで、漁業者が策定する資源管理協定の適切な履行を支援します。
- ・TAC対象種の資源管理については漁獲量の把握に努め、適切な資源管理のために必要に応じて助言、勧告、採捕停止などの必要な措置を講じるとともに、国の資源評価に必要となる迅速な水揚げ情報等のデータ収集体制を構築します。
- ・令和3年以降、本県のマイワシ、サバ類の漁獲量が大きく減少したことから、国から割り当てられるTACが減少しています。今後、黒潮大蛇行が解消した場合には、漁獲量が回復する可能性が高いことから、TACの追加割当や融通などの適切な対応が行われるよう国と協議を行います。

- ・令和7年1月からTAC対象種となったカタクチイワシについては、国により太平洋系群として資源管理され、今後、TACの割当が行われます。一方で、伊勢湾内のカタクチイワシについては、漁獲量の推移が太平洋系群と異なる変動を示すこと、漁業者が自主的に漁の解禁時期や出漁日の調整などの資源管理に取り組んでいることから、適切な割当が行われるよう、「三重県資源評価委員会」で行う資源評価の結果や漁業者の取組を示して国に働きかけていきます。
- ・イカナゴの資源回復に向け、環境DNAや捕食生物の胃内容物の調査によりイカナゴの資源状況の把握に努めるとともに、種苗生産技術の確立に取り組めます。
- ・まき網漁業と他の沿岸漁業の相互理解及び共存共栄を推進するため、関係者とともに協議の機会を設けるとともに、引き続き、AISを用いたまき網漁業の操業位置情報の管理を行います。
- ・新規漁業就業者の確保に向け、漁業の魅力を伝える情報等の発信や漁業現場の労働環境の改善を進めるとともに、各地域が行う担い手対策を支援します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済や漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進します。
- ・漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理による漁獲量減少に伴う減収等を補てんする漁業収入安定対策事業の活用を促進します。
- ・漁業者の新たな収入源の確保に向けて、単一ではなく複数の漁業種類を営むことにより、経営を安定化させる取組を支援します。
- ・操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入、資源管理を推進しつつ収益性の向上を図るために必要な漁船や漁具の導入を支援します。

2-2 定置漁業

(ブリ類、サバ類、イカ類等)

定置漁業は、ブリ類、サバ類、イカ類などの多獲性浮魚を主に漁獲しており、漁獲量は横ばいで推移しています。

マイワシ、マアジ、サバ類などTAC対象種について、国は現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量(MSY)を達成できる水準に資源を維持・回復させることをめざすこととしており、一時的なTACの減少が想定されることから、漁業者への減収対策が必要です。

適切な保存・管理による水産資源の維持・増大に向けて、TAC制度の的確な運用など科学的知見をふまえた資源管理を進めていく必要があります。

(展開方向)

- ・水産資源の維持・増大のために、「三重県漁業調整規則」等の公的管理措置の遵守を徹底するとともに、科学的根拠をふまえた精度の高い資源評価の結果や効果的な資源管理手法を漁業者に提案することで、漁業者が策定する資源管理協定の適切な履行を支援します。
- ・TAC対象種の資源管理については漁獲量の把握に努め、適切な資源管理のため、必要に応じて助言、勧告、採捕停止等の措置を講じるとともに、国の資源評価に必要となる迅速な水揚げ情報等のデータ収集体制を構築します。
- ・新規漁業就業者の確保に向け、漁業の魅力を伝える情報等の発信や漁業現場の労働環境の改善を進めるとともに、各地域が行う担い手対策を支援します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済や漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進します。
- ・漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理による漁獲量減少に伴う減収等を補てんする漁業収入安定対策事業の活用を促進します。
- ・操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入、資源管理を推進しつつ収益性の向上を図るために必要な漁船や漁具の導入を支援します。

2-3 一本釣・刺し網・はえ縄等沿岸漁業 (マダイ、イセエビ、トラフグ等)

一本釣漁業、刺し網漁業、はえ縄漁業等は、対象魚種が多岐にわたり、漁獲量の動向もマダイやヒラメは横ばいですが、サワラやトラフグは減少傾向です。

魚種ごとの資源動向や資源特性に応じて、資源の維持・増大を図っていくことが必要です。

(展開方向)

- ・水産資源の維持・増大のために、「三重県漁業調整規則」等の公的管理措置の遵守を徹底するとともに、科学的根拠をふまえた精度の高い資源評価の結果や効果的な資源管理手法を漁業者に提案することで、漁業者が策定する資源管理協定の適切な履行を支援します。
- ・「三重県栽培漁業基本計画」に基づき、マダイ、ヒラメ、トラフグ、カサゴ、クルマエビ等について、効率的、効果的な種苗生産、放流を実施します。
- ・漁場環境の改善と水産資源の回復を図るため、藻場・干潟等の再生・保全を推進します。
- ・カツオ、マグロ、シイラなど回遊魚の漁獲を目的とした浮魚礁の整備を進めます。

- ・新規漁業就業者の確保に向け、漁業の魅力を伝える情報等の発信や漁業現場の労働環境の改善を進めるとともに、各地域が行う担い手対策を支援します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済や漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進します。
- ・漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理による漁獲量減少に伴う減収等を補てんする漁業収入安定対策事業の活用を促進します。
- ・漁業者の新たな収入源の確保に向けて、単一ではなく複数の漁業種類を営むことにより、経営を安定化させる取組を支援します。
- ・操業の効率化等の所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入、資源管理を推進しつつ収益性の向上を図るために必要な漁船や漁具の導入を支援します。

2-4 底びき網漁業

(エビ・カニ類、アナゴ、アサリ等)

底びき網漁業は、伊勢湾において、エビ・カニ類、アナゴ等の底魚類、アサリ等の二枚貝類を漁獲しており、漁獲量は減少傾向にあることから、詳細な原因究明を進め、資源の維持・増大に取り組むことが必要です。

(展開方向)

- ・水産資源の維持・増大のために、「三重県漁業調整規則」等の公的管理措置の遵守を徹底するとともに、科学的根拠をふまえた精度の高い資源評価の結果や効果的な資源管理手法を漁業者に提案することで、漁業者が策定する資源管理協定の適切な履行を支援します。
- ・「三重県栽培漁業基本計画」に基づきクルマエビ、ガザミ等について、効率的、効果的な種苗生産、放流を実施します。
- ・伊勢湾の重要な水産資源であるアサリ、ハマグリを増殖に向け、種苗生産や中間育成の技術開発に取り組みます。
- ・調査船や漁船等により、海水温の上昇や貧酸素水塊の動向を把握するとともに、底魚類や二枚貝類の生産に漁場環境が及ぼす影響を解明し、精度の高い資源評価につなげます。
- ・アサリやガザミ等の資源回復を図るため、幼稚仔の成育に必要な干潟や浅場の再生・保全等を推進します。
- ・新規漁業就業者の確保に向け、漁業の魅力を伝える情報等の発信や漁業現場の労働環境の改善を進めるとともに、各地域が行う担い手対策を支援します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済や漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進します。

- ・漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理による漁獲量減少に伴う減収等を補てんする漁業収入安定対策事業の活用を促進します。
- ・漁業者の新たな収入源の確保に向けて、単一ではなく複数の漁業種類を営むことにより、経営を安定化させていく取組を支援します。
- ・操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入、資源管理を推進しつつ収益性の向上を図るために必要な漁船や漁具の導入を支援します。

2-5 採貝漁業

アサリの漁獲量は昭和 57 年の 14,769 トンをピークに減少し、平成 30 年には過去最低の 8 トンとなりました。その後、一部海域で漁獲量が増加し、令和 4 年には 306 トンとなりましたが、依然として回復が進んでいない状況です。

減少の要因としては、漁獲圧の高い状態が続いたこと、母貝場（ぼがいば）となる干潟や浅場の減少、貧酸素水塊や集中豪雨による生息環境の悪化等が考えられており、詳細な原因究明を進めるとともに、生育環境の保全・再生等、資源の回復に向けた取組を進めていくことが必要です。

アサリと同じく伊勢湾の重要な水産資源であるハマグリやシジミについても漁獲量が大きく減少していることから、科学的根拠に基づく資源評価を行いながら適切に資源を管理していくことが必要となっています。

（展開方向）

- ・水産資源の維持・増大のために、「三重県漁業調整規則」等の公的管理措置の遵守を徹底するとともに、科学的根拠をふまえた精度の高い資源評価の結果や効果的な資源管理手法を漁業者に提案することで、漁業者が策定する資源管理協定の適切な履行を支援します。
- ・伊勢湾の重要な水産資源であるアサリ、ハマグリの増殖に向け、種苗生産や中間育成の技術開発に取り組みます。
- ・伊勢湾全体のアサリ資源を増やすため、伊勢湾内で母貝の成育に適した干潟や浅場の造成に取り組むとともに、造成効果を把握するための調査を行います。
- ・アサリの着底や定着を阻害する波浪の影響を低減するため、干潟や浅場の造成においては、粒径が大きい砕石を用いるなど、海域の特性に応じた適切な工法を採用します。
- ・アサリ等二枚貝類に寄生して宿主を衰弱又はへい死させるカイヤドリウミグモについては、県内における分布調査を実施するとともに、生息域の拡大につながる事が無いよう、関係者と協議の上、干潟や浅場の造成を進めます。

- ・貝毒等による食中毒の発生防止のため、定期的に貝毒プランクトンのモニタリングと貝毒検査を実施します。
- ・アサリ等二枚貝類の資源動向を把握するために地元漁業者等が行う漁場調査等に協力するとともに、資源評価に基づいた持続的な資源活用を推進します。
- ・操業時間、漁獲量・漁獲サイズの規制等による資源管理や、効果的な稚貝放流、食害生物の駆除等、漁業者によるアサリ資源を増やす取組を支援します。
- ・新規漁業就業者の確保に向け、漁業の魅力を伝える情報等の発信や漁業現場の労働環境の改善を進めるとともに、各地域が行う担い手対策を支援します。
- ・燃油高騰による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進します。
- ・漁業者の新たな収入源の確保に向けて、単一ではなく複数の漁業種類を営むことにより、経営を安定化させていく取組を支援します。

2-6 海女漁業

本県の海女の人数は、昭和 53 年の 3,603 人から令和 4 年には 514 人と約 7 分の 1 に減少しています。海女の漁獲物として重要なアワビの漁獲量は昭和 41 年の 752 トンをピークに減少が続き、令和 2 年以降急激に減少し、令和 4 年には過去最低の 20 トンとなっています。

伝統ある海女漁業が生業（なりわい）として続けられるよう、アワビ、サザエの生息場となる藻場の保全・再生や種苗放流等の資源回復に向けた取組、海女漁獲物の付加価値向上等の収益向上に向けた対策が必要です。

（展開方向）

- ・科学的根拠をふまえた精度の高い資源評価に基づき、資源評価結果や効果的な資源管理手法を海女等に提供し、海女等が策定する資源管理協定の適切な履行を支援することで、海女等を中心とした効果的な資源管理を促進します。
- ・アワビよりも利用できる餌の種類が多く、藻場の減少にも比較的強いと考えられるサザエの種苗生産技術や放流技術の開発に取り組み、栽培漁業対象種として検討を進めます。
- ・重要な漁獲対象資源であるアワビ資源の回復に向け、最適な放流手法の検討やコンクリート板による放流漁場造成の効果把握と普及により、放流種苗の回収率の向上を図ります。
- ・藻場の減少が進行していることから、藻場再生のための移植用藻類としてサガラメの種苗生産や移植手法の開発に取り組みます。

- ・高水温への耐性や早く成熟するなどの特長を持つ海藻類の分布状況を調査し、それらの海藻類の藻場造成への活用について検討を進めます。
- ・効果的な藻場の造成に取り組むとともに、漁場における食害生物（ウニ、アイゴなど）の駆除等、藻場や漁場の環境保全に取り組む漁業者等の活動を支援します。
- ・藻場の食害低減を図るため、食害生物であるアイゴやブダイの加工販売や地域での利用状況を関係者間で情報共有することで、食害生物の利活用を促進します。
- ・新規漁業就業者の確保に向け、漁業の魅力を伝える情報等の発信や漁業現場の労働環境の改善を進めるとともに、各地域が行う担い手対策を支援します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済や漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進します。
- ・漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理による漁獲量減少に伴う減収等を補てんする漁業収入安定対策事業の活用を促進します。
- ・漁業者の新たな収入源の確保に向けて、単一ではなく複数の漁業種類を営むことにより、経営を安定化させる取組を支援します。
- ・大阪・関西万博等のイベントにおいて海女の資源管理の取組や海女漁業の持続可能性をPRし、海女漁業や「海女もん」商品の魅力向上を図ります。
- ・「海女もん」商品の品質向上や資源管理に関する研修会の開催など、海女振興協議会の活動を支援します。
- ・日本農業遺産に認定された「鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業」の保全計画を適切に履行するとともに、世界農業遺産認定に向けた協議を進めます。

2-7 魚類養殖

(マダイ、ブリ、マハタ等)

令和4年の本県の海面魚類養殖生産量は8,059トン（全国第9位）、産出額は113億円（同8位）であり、魚類養殖は県南部沿岸地域の基幹産業となっています。

しかし、本県沿岸では気候変動や黒潮大蛇行による高水温化等、海洋環境の変化が急速に進んでおり、魚類養殖においては、高水温化に伴う魚病被害が深刻化しています。魚類養殖業の競争力の強化には、海洋環境情報の迅速な提供による適切な養殖管理の推進、高水温化に対応した養殖技術や品種の開発・普及等、海洋環境の変化への適応を総合的に進め、へい死や生育不良を軽減し、生産量の回復・安定化を図る必要があります。

また、本県の魚類養殖業の経営規模は大半が零細であり、大規模生産県と比べてコスト面での競争力が不利な状況にあります。加えて、近年、生産コストの6割以上を占める飼料費の高騰により、養殖経営は厳しさを増していることから、海洋環境の変化への適応を進めるとともに、生産コストの削減にも取り組む必要があります。一方で、コロナ禍で流

通や消費が停滞する中でも「伊勢まだい」が堅調な売れ行きを見せ、ブランド養殖水産物の強みが発揮されたことから、収益性の向上のため、新たなブランド養殖水産物の開発や販路拡大に取り組むことも必要です。

（展開方向）

- ・有害赤潮による被害を防止するため、関係市町や漁協等との協働により赤潮プランクトンのモニタリングを行い、有害種による赤潮の発生時には「赤潮情報」を発行し、関係者へ迅速に情報提供します。
- ・魚病対策に必要な情報の収集や現場調査を行うとともに、水産用医薬品の残留検査等を行い、関係者に適切に情報提供します。
- ・海洋環境の変化に適応した養殖技術として、魚病被害の軽減や新たな漁場開拓が期待される、水温が低い、深い水深層での飼育方法の実証・普及に取り組みます。
- ・魚病被害が問題となっている魚種について、対策技術の開発・普及に取り組みます。特に高水温化に伴う魚病被害が問題となっているマハタについては、遺伝情報を活用して多数の親魚候補から効率的に高耐病性親魚を選定する手法を開発するとともに、高耐病性親魚を用いた種苗生産に取り組みます。
- ・マハタの種苗生産コストの削減のため、種苗の形態異常率の低減に取り組みます。
- ・出荷までの養殖期間が短く、生産効率に優れた新たな養殖対象種として注目される、アニサキスフリーのマサバの養殖技術の開発に取り組み、魚類養殖業の経営改善につなげます。
- ・魚病被害の軽減及び飼料費の削減のため、環境変化に応じて給餌・無給餌を切り替える給餌方法等の技術や低魚粉飼料の開発・普及に取り組みます。
- ・他県の事例等を参考に、高水温化に強い新魚種の導入を検討します。
- ・養殖魚の付加価値向上によるブランド化や、需要をふまえた計画的生産と積極的な販路開拓を促進します。
- ・養殖環境を人為的に制御できることから高水温化等に対して有効な陸上養殖について、地域の意向をふまえたうえで推進します。
- ・新規漁業就業者の確保に向け、漁業の魅力を伝える情報等の発信や漁業現場の労働環境の改善を進めるとともに、各地域が行う担い手対策を支援します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油や飼料の価格高騰による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済や漁業収入安定対策事業、漁業経営セーフティーネット構築事業の活用を促進します。
- ・操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入を支援します。

2-8 藻類養殖

(黒のり、青さのり等)

令和4年の本県の藻類養殖生産量は7,617トン(全国第10位)、令和4年の算出額は27億円(同9位)であり、藻類養殖は沿岸地域の重要産業となっています。

しかし、本県沿岸では、気候変動や黒潮大蛇行等による高水温化や伊勢湾の貧栄養化が進んでおり、藻類養殖においては、高水温化や貧栄養化に伴う生育不良、魚類やカモ類による食害が深刻化しています。藻類養殖業の競争力の強化には、海洋環境情報の迅速な提供による適切な養殖管理の推進、高水温化に対応した養殖技術や品種の開発・普及等、海洋環境の変化への適応を総合的に進め、生育不良を軽減し、生産量の回復・安定化を図る必要があります。

また、本県の藻類養殖業の経営規模は大半が零細であり、大規模生産県と比べてコスト面での競争力が不利な状況にあります。加えて、近年、養殖資材費の高騰により、養殖経営は厳しさを増していることから、海洋環境の変化への適応を進めるとともに、生産コストの削減にも取り組む必要があります。一方で、コロナ禍で流通や消費が停滞する中でもアサクサノリが高単価で取引されるなど、ブランド水産物の強みが発揮されたことから、収益性の向上のため、新たなブランド養殖水産物の開発や販路拡大に取り組むことも必要です。

(展開方向)

- ・海洋環境情報の迅速な提供として、伊勢湾沿岸域において栄養塩類調査とICT観測機器による水質調査を行い、色落ちの可能性を予測し、黒のり生産者等に収穫を促す「色落ちアラート」を発信します。
- ・「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けて、流域下水処理場で実施する栄養塩類管理運転が水質や生物生産に及ぼす影響を評価し、持続可能な生物生産に必要な栄養塩類濃度を明らかにします。
- ・栄養塩類の不足による深刻な色落ち被害により、危機的な状況にある黒のり養殖において、色落ち黒のりの色調を向上させる対策に取り組み、黒のりの高品質化や高付加価値化を推進します。
- ・黒のり養殖では、高水温化の影響によって漁期が短縮しているため、生長が早く短期間で収穫できる品種を作出・普及します。
- ・魚類やカモ類による食害が深刻化している漁場において、食害被害の軽減に必要な調査・技術開発や漁業者等による食害防除の活動支援に取り組みます。
- ・高水温化によって天然採苗が不安定化している青さのり養殖において、遺伝情報を活用した天然採苗の効率化技術の開発・普及に取り組みます。

- ・伊勢湾において、漁船漁業の漁獲量減少の補てんと黒のりの空き漁場の有効利用のため、ワカメ等の新たな藻類養殖の適地探索・普及に取り組みます。
- ・生産コストの削減のため、共同加工に必要な冷凍保管・加工の技術開発を実施します。
- ・単価が安定しており加工コストの低い黒ばらのりについて、関係機関と連携し、地域の要望に応じた支援に取り組みます。
- ・新たなブランド養殖水産物として評価の高いアサクサノリの養殖生産体制や販売体制の構築に向けた漁業者の取組を支援します。
- ・養殖環境を人為的に制御できることから高水温化等に対して有効な陸上養殖について、地域の意向をふまえたうえで推進します。
- ・新規漁業就業者の確保に向け、漁業の魅力を伝える情報等の発信や漁業現場の労働環境の改善を進めるとともに、各地域が行う担い手対策を支援します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済や漁業収入安定対策事業、漁業経営セーフティーネット構築事業の活用を促進します。
- ・操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入を支援します。
- ・ブルーカーボンクレジット制度の藻類養殖業への活用について検討を進めます。

2-9 真珠養殖 (アコヤガイ)

令和4年の本県の真珠養殖生産量は2,197kg(全国第3位)、産出額は29億円(同3位)であり、真珠養殖は志摩半島における重要産業となっています。

しかし、本県沿岸では気候変動や黒潮大蛇行による高水温化等、海洋環境の変化が急速に進んだことから、令和元年から3年にかけてアコヤガイの大量へい死が見られました。令和4年以降は、適正な養殖管理によりへい死率が低く抑えられているものの、生産量は回復に至っていません。真珠養殖業の競争力の強化のためには、海洋環境情報の迅速な提供による適切な養殖管理の推進、高水温化に対応した養殖技術や品種の開発・普及等、海洋環境の変化への適応を総合的に進め、へい死や生育不良を軽減し、生産量の回復・安定化を図る必要があります。

また、本県の真珠養殖業の経営規模は大半が零細であり、大規模生産県と比べてコスト面での競争力が不利な状況にあります。加えて、近年、資材購入費等の高騰により、養殖経営は厳しさを増していることから、海洋環境の変化への適応を進めるとともに、生産コストの削減にも取り組む必要があります。一方で、本県は真珠養殖の発祥の地であり、県産真珠は、「三重ブランド」に認定されるなど、本県や日本を代表する水産物となっていま

す。コロナ禍後は、海外需要の回復や円安等により、需要拡大の好機を迎えているため、県内外で開催されるイベントを通じて、県産真珠の魅力発信に取り組むことが必要です。

県では、平成30年に「三重県真珠振興計画」を策定（令和4年度改定）するとともに、「みえの真珠振興宣言」として、真珠の生産、加工・流通に携わる事業者、市町、県が一丸となって振興計画に基づく取組を進め、日本をリードする国際競争力のある真珠産地をめざすことを宣言しました。真珠養殖業の競争力の強化のためには、計画を着実に実施していく必要があります。

（展開方向）

- ・養殖業者等と連携し、養殖漁場において定期的にプランクトンの発生状況等を調査し、「アコヤ養殖環境情報」や「赤潮情報」等に取りまとめ、ホームページやSNS等を通じて迅速に情報提供します。
- ・アコヤガイのへい死対策として、生残率の高い稚貝の開発・普及に取り組めます。
- ・優良な真珠母貝と真珠細胞貝の安定生産に向けて、官民連携の「三重県アコヤシードバンク」によるアコヤガイの系統保存と選抜育種、英虞湾以外の漁場における真珠母貝生産の実証試験を推進します。
- ・真珠養殖漁場の環境の維持や改善に向けて、漁場の水質及び底質等の長期的な環境情報の収集に努めます。また、漁場改善計画に基づく漁場の維持又は改善の取組を推進します。
- ・新規漁業就業者の確保に向け、漁業の魅力を伝える情報等の発信や漁業現場の労働環境の改善を進めるとともに、各地域が行う担い手対策を支援します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済や漁業収入安定対策事業、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進します。
- ・操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入を支援します。
- ・真珠生産地域への国内外からの誘客拡大に向けて、観光業界との連携等を促進します。
- ・県産真珠の需要拡大に向けて、県内外のイベントへの出展等により、本県のサステナブルな真珠養殖の魅力発信を支援します。
- ・日本農業遺産に認定された「鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業」の保全計画を適切に履行するとともに、世界農業遺産認定に向けた協議を進めます。

2-10 貝類養殖 (カキ類等)

令和4年の本県の貝類養殖生産量は2,026トン(全国第8位)、産出額は8億円(同9位)であり、その大半を占めるカキ類養殖は、県南部沿岸地域の重要産業となっています。

しかし、本県沿岸では気候変動や黒潮大蛇行による高水温化等、海洋環境の変化が急速に進んでおり、カキ養殖においては、高水温化や餌不足等によるへい死や生育不良が深刻化しています。カキ養殖業の競争力の強化には、海洋環境情報の迅速な提供による適切な養殖管理の推進、高水温化に対応した養殖技術や品種の開発・普及等、海洋環境の変化への適応を総合的に進め、へい死や生育不良を軽減し、生産量の回復・安定化を図る必要があります。

また、本県の貝類養殖業の経営規模は大半が零細であり、大規模生産県と比べてコスト面での競争力が不利な状況にあります。加えて、近年、資材購入費等の高騰により、養殖経営は厳しさを増していることから、海洋環境の変化への適応を進めるとともに、生産コストの削減にも取り組む必要があります。一方で、的矢湾で生産されるマガキが「三重ブランド」に認定されるなど、ブランド養殖水産物の強みが発揮されていることから、収益性の向上のため、新たなブランド養殖水産物の開発や販路拡大に取り組むことも必要です。

(展開方向)

- ・養殖業者等と連携し、養殖漁場において、水温、プランクトン量、貝類のへい死状況等を調査し、迅速に情報提供することによって適正な養殖管理を推進します。
- ・毒化した二枚貝類の流通を未然に防止し、食の安全確保を図るため、県内海域において貝毒検査を定期的を実施し、貝毒検査結果を関係機関へ通知するとともにホームページにおいて公表します。
- ・マガキのへい死対策として、養殖漁場の水質等を調査し、生育や生残に対する環境要因の影響を明らかにします。また、三倍体種苗によるへい死対策の有効性を検討し、その種苗生産技術の開発と実証に取り組みます。加えて、マガキ養殖の適地探索と新しい適地での養殖方法の確立・普及に取り組みます。
- ・新規漁業就業者の確保に向け、漁業の魅力を伝える情報等の発信や漁業現場の労働環境の改善を進めるとともに、各地域が行う担い手対策を支援します。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済や漁業収入安定対策事業、漁業経営セーフティーネット構築事業の活用を促進します。
- ・操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力化・省コスト化に必要な機器等の導入を支援します。

3 地域別（水域別）の施策の展開方向

3-1 伊勢湾地域（木曾岬町～伊勢市）

伊勢湾地域では、船びき網漁業や底びき網漁業などにより、イワシ類、マアナゴ、カレイ類、ヨシエビ、シャコ、アサリなどが漁獲され、冬季には藻類養殖業（黒のり、青さのり）が基幹漁業となっています。これらの漁業を安定的に継続していくため、以下の取組が必要です。

（展開方向）

- ・資源量が激減したアサリについて、資源量把握のための調査を実施するとともに、操業時間、漁獲量・漁獲サイズの規制等による資源管理や、効果的な稚貝放流、食害生物の駆除等、漁業者による資源回復に向けた取組を支援します。
- ・伊勢湾の重要な水産資源であるアサリ、ハマグリ資源回復に向け、種苗生産や中間育成の技術開発に取り組みます。
- ・伊勢湾の重要な水産資源であるクルマエビやガザミの資源増大に向け、種苗生産及び放流に取り組みます。
- ・イカナゴの資源回復に向け、環境DNAや捕食生物の胃内容物の調査によりイカナゴの資源状況の把握に努めるとともに、種苗生産技術の確立に取り組みます。
- ・密漁監視に必要な機器の導入等、水産資源の保護に係る漁業者の取組を支援します。
- ・「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けて、流域下水処理場で実施する栄養塩類管理運転が水質や生物生産に及ぼす影響を評価し、持続可能な生物生産に必要な栄養塩類濃度を明らかにします。
- ・栄養塩類の不足による色落ち被害が頻発する黒のり養殖において、色落ち黒のりの色調を向上させる対策に取り組み、黒のりの高品質化や高付加価値化を推進します。
- ・黒のり養殖では、高水温化の影響によって漁期が短縮しているため、生長が早く短期間で収穫できる品種を作出・普及します。
- ・伊勢湾沿岸域において栄養塩類調査とICT観測機器による水質調査を行い、黒のりの色落ちの可能性を予測し、SNSを活用して養殖業者に海洋環境情報を迅速に提供するとともに、収穫を促す「色落ちアラート」を発信します。
- ・魚類やカモ類による食害が深刻化している藻類養殖において、食害被害の軽減に必要な調査・技術開発や漁業者等による食害防除の活動支援に取り組みます。
- ・漁船漁業の漁獲量減少の補てんと黒のりの空き漁場の有効利用のため、ワカメやカキなどの新たな養殖の適地探索・普及に取り組みます。

- ・新たなブランド養殖水産物として評価の高いアサクサノリの養殖生産体制や販売体制の構築に向けた漁業者の取組を支援します。
- ・藻類養殖の経営安定を図るため、アサクサノリやスジアオノリ、黒ばらのり等の導入や、委託加工の導入による海上作業と陸上作業の分業化を支援します。
- ・藻類養殖の生産コスト削減のため、共同加工に必要な冷凍保管・加工の技術開発に取り組めます。
- ・経営基盤の強化に向けて、漁船漁業と養殖業等との複合経営化の取組を支援します。
- ・漁業の生産性向上を図るため、作業の省力化や効率化に必要な漁労機器の導入等を進めます。
- ・福祉事業所による地元水産物を利用した総菜加工作業など、障がい者等の就労機会の拡大を図る水福連携の促進に取り組めます。
- ・市場統合等による流通の効率化や高度化を図るため、集荷出荷機能の集約・充実等、拠点市場の整備を進めます。
- ・多様化する消費者ニーズに対応しつつ、積極的に県産水産物の提供や情報発信を継続する必要があるため、消費者に直接提供できる直販施設等の整備の検討を支援します。
- ・安定した漁業経営や労働環境の改善に向け、未利用資源や大量の漁獲物等の有効活用を可能とする水産加工施設等の整備の検討を支援します。
- ・アサリ資源の回復に向け、母貝の成育に適した干潟や浅場の造成に取り組むとともに、造成効果を把握するための調査を行います。
- ・アサリの着底や定着を阻害する波浪の影響を低減するため、粒径が大きい砕石を用いるなど、海域の特性に応じた適切な工法を採用し、干潟や浅場の造成を進めます。
- ・伊勢湾では、大型化する台風や豪雨等に伴う流木等の流入が増加していることから、堆積物の除去や漂流・漂着流木及びごみ対策を実施し、海域・漁場環境の改善を図ります。
- ・採貝漁業で発生する貝殻処理等の課題とともに、大規模津波等の発生時には、漁港内に放置された廃漁船等が陸域に流されることが想定されることから、二次被害防止のため、漁業系廃棄物処理等の対策を実施します。
- ・海や漁業に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る「海業」について、都市部と漁村の距離が近い伊勢湾地域の特性を活かし、漁業体験やイベント等による交流促進を支援するなど、推進を図ります。
- ・漁業者や漁協等が、イベント・直販、移動販売、漁業体験学習等を実施することにより、県民の水産業への理解・協力を深める取組を支援します。

3-2 鳥羽・志摩地域（鳥羽市～志摩市）

鳥羽・志摩地域では、一本釣漁業や刺し網漁業、はえ縄漁業、海女漁業、カキ等の貝類養殖、真珠養殖など多種多様な漁業が営まれています。これらの漁業を安定的に継続していくため、以下の取組が必要です。

（展開方向）

- ・マダイ、トラフグ、アワビ等の種苗生産と種苗放流による栽培漁業を進めるとともに、密漁監視に必要な機器の導入等、資源保護に係る漁業者の取組を支援します。
- ・漁獲量が減少している磯根資源の回復に向け、サザエの種苗生産技術の開発に取り組むとともに、種苗放流したアワビの回収率の向上につながる最適な放流手法の検討やコンクリート板による放流漁場造成の効果把握・普及に努めます。
- ・栄養塩類の不足による色落ち被害が頻発する黒のり養殖において、色落ち黒のりの色調を向上させる対策に取り組み、黒のりの高品質化や高付加価値化を推進します。
- ・「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けて、流域下水処理場で実施する栄養塩類管理運転が水質や生物生産に及ぼす影響を評価し、持続可能な生物生産に必要な栄養塩類濃度を明らかにします。
- ・黒のり養殖では、高水温化の影響によって漁期が短縮しているため、生長が早く短期間で収穫できる品種を作出・普及します。
- ・伊勢湾沿岸域において栄養塩類調査とICT観測機器による水質調査を行い、黒のりの色落ちの可能性を予測し、SNSを活用して養殖業者に海洋環境情報を迅速に提供するとともに、収穫を促す「色落ちアラート」を発信します。
- ・魚類やカモ類による食害が深刻化している藻類養殖において、食害被害の軽減に必要な調査・技術開発、及び漁業者等による食害防除の活動支援に取り組めます。
- ・高水温化によって天然採苗が不安定化している青さのり養殖において、遺伝情報を活用した天然採苗の効率化技術の開発・普及に取り組めます。
- ・真珠養殖では、養殖業者等と連携し、定期的に漁場のプランクトンの発生状況等を調査し、「アコヤ養殖環境情報」や「赤潮情報」等に取りまとめ、ホームページやSNS等を通じて迅速に情報提供します。
- ・アコヤガイのへい死対策として、生残率の高い稚貝の開発・普及に取り組めます。
- ・優良な真珠母貝と真珠細胞貝の安定生産に向けて、官民連携の「三重県アコヤシードバンク」によるアコヤガイの系統保存と選抜育種、英虞湾以外の漁場における真珠母貝生産の実証試験を推進します。

- ・カキ養殖について、へい死の軽減や生産物の高品質化に向け、地場採苗やシングルシード等の利用による養殖技術の開発・普及に取り組むとともに、漁場における適正飼育密度の検討や、餌となる植物プランクトンの豊富な漁場の探索と利用を推進します。
- ・貝毒による食中毒被害を防止するため、定期的に貝毒プランクトンのモニタリングと貝毒検査を実施します。
- ・担い手の確保・育成を図るため、漁業体験の開催など漁師塾の運営の支援や地域漁業の協業化・法人化の促進、市町と連携した新規就業希望者の住居の斡旋や整備等により、新規漁業就業者の受入体制の整備を図ります。
- ・県の平均よりも若い漁業者が多い、答志島や菅島等の離島における水産業の担い手の確保及び育成を支援します。
- ・漁業の生産性向上を図るため、作業の省力化や効率化に必要な漁労機器の導入等を進めます。
- ・カキ・黒のり養殖等での人手不足や担い手不足の解消に向け、外国人等の多様な担い手の就業促進や障がい者等の就労機会の拡大を図る水福連携の促進に取り組みます。
- ・漁業者の減少に伴い漁協の収入確保の重要性が高まっていることから、漁協自営漁業や直販活動を支援します。
- ・「安乗ふぐ」や「答志島トロさわら」をはじめとする、漁業者による漁獲物のブランド化や6次産業化に向けた取組を支援します。
- ・漁業と観光の連携（漁観連携）の展開、「四季の海鮮魚々味」や「鳥羽マルシェ」などの農水産物直売所等商業施設の活用、地域イベントや朝市等への漁業者グループ等の出展などによる地元水産物の消費拡大を促進します。
- ・「海女もん」商品の品質向上や資源管理に関する研修会の開催など、海女振興協議会の活動を支援します。
- ・県産真珠の国内需要や輸出拡大のため、真珠業界関係者と連携し、サステナブル、エシカルといった県産真珠のブランドイメージの構築、海外の真珠バイヤーやインバウンド向けの真珠体験ツアーの受け入れなど、真珠の魅力を伝える情報発信を推進します。
- ・カキ主要生産県と連携した首都圏等でのPRイベントの実施等、三重県の養殖カキの安全性のPRや消費拡大を図ります。輸出については、シンガポール向け活カキの知名度や信頼性を活かし、近隣国などアジア経済圏への展開等に取り組めます。
- ・拠点漁港を中心として、防波堤や岸壁などの漁港施設や堤防などの海岸保全施設について、地震や津波・高潮等への対策とともに、老朽化の状況などをふまえ、適切で効率的な長寿命化対策を進めます。
- ・拠点漁港と周辺漁港を組み合わせた漁港機能の再編や集約化を進めるため、集出荷機能の集約や強化、高度衛生管理型の産地市場の形成、漁港ストックの有効活用などについて取組を進めます。

- ・効果的な藻場の造成に取り組むとともに、藻場や漁場の環境保全に取り組む漁業者等の活動を支援します。また、藻場の食害低減を図るため、アイゴやブダイ等の食害生物の利活用や加工施設等整備を支援します。
- ・国や関係機関と連携し、漁業系廃棄物の適正な処分の促進や漁港海岸における海洋ごみの回収・処理と発生抑制対策を進めます。
- ・海や漁業に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大を図る「海業」について、観光業が盛んな鳥羽・志摩地域の特性を活かし、地元で水揚げされる水産物の加工や遊漁との連携を支援するなど、推進を図ります。
- ・離島地区における海底耕耘や漁場監視等の漁業環境の改善に向けた取組や、都市と漁村の交流等の漁業の再生に関する実践的な取組を促進します。
- ・県立水産高校や漁業士と連携した講座の開催など、学生等を対象に、地元水産業の魅力紹介や漁業体験を実施します。
- ・ブルーカーボンクレジット制度の藻類養殖業への活用について検討を進めます。
- ・イベント等において海女による資源管理の取組をPRし、海女漁業が持続可能な漁業であることを周知することで、漁業や「海女もん」商品の魅力向上を図ります。

3-3 熊野灘地域（南伊勢町～紀宝町）

熊野灘地域では、沿岸や沖合域において、一本釣漁業やひき縄漁業、定置漁業、まき網漁業、刺し網漁業が、静穏な湾内ではマダイ、ブリ、マハタ等の魚類養殖、カキやヒオウギガイ等の貝類養殖、真珠養殖、青さのり養殖等が営まれています。これらの漁業を安定的に継続していくため、以下の取組が必要です。

（展開方向）

- ・カサゴ、マダイ、アワビ等の種苗生産と種苗放流による栽培漁業を進めるとともに、密漁監視に必要な機器の導入等、資源保護に係る漁業者の取組を支援します。
- ・完全自動型給餌システムや疾病を早期に発見するシステムの開発など、AI・ICT等を活用した養殖生産管理の標準化を図るとともに、複数の経営体が連携し、需要に応じて計画的に出荷できる生産体制の構築を進めます。
- ・魚類養殖業の経営安定化のため、魚価が高いマハタや地域の特産海藻であるヒロメとの複合養殖を推進します。
- ・「伊勢まだい」や「伊勢ぶり」、機能性脂質の含有量を向上させた「伊勢黒潮まだい」等のブランド養殖水産物の生産を促進します。

- ・真珠養殖では、養殖業者等と連携し、定期的に漁場のプランクトンの発生状況等を調査し、「アコヤ養殖環境情報」や「赤潮情報」等に取りまとめ、ホームページやSNS等を通じて迅速に情報提供します。
- ・アコヤガイのへい死対策として、生残率の高い稚貝の開発・普及に取り組みます。
- ・優良な真珠母貝と真珠細胞貝の安定生産に向けて、官民連携の「三重県アコヤシードバンク」によるアコヤガイの系統保存と選抜育種、英虞湾以外の漁場における真珠母貝生産の実証試験を推進します。
- ・貝毒による食中毒被害を防止するため、定期的に貝毒プランクトンのモニタリングと貝毒検査を実施します。
- ・高水温化によって天然採苗が不安定化している青さのり養殖において、遺伝情報を活用した天然採苗の効率化技術の開発・普及に取り組みます。
- ・熊野灘地域で取組が拡大しているヒロメ養殖やヒジキ場の再生、尾鷲湾でのカキ養殖等の本格的な事業化に向けて、各地区の取組段階に応じて支援を行います。
- ・熊野灘地域の基幹産業である定置漁業や大規模漁船漁業、養殖業を中心に、従業員の確保が困難となっていることから、担い手の確保・育成を図るため、漁業体験の開催など漁師塾の運営の支援や地域漁業の協業化・法人化の促進、市町と連携した新規就業希望者の住居の斡旋や整備等により、新規漁業就業者の受入体制の整備を図ります。
- ・特定地域づくり事業協同組合による通年雇用の創出による移住・定住、漁業の担い手確保、漁村地域の経済の活性化のための取組を支援します。
- ・漁業の生産性向上を図るため、作業の省力化や効率化に必要な漁労機器の導入等を進めます。
- ・漁業の人手不足や担い手不足の解消に向け、外国人等の多様な担い手の就業促進や障がい者等の就労機会の拡大を図る水福連携の促進に取り組みます。
- ・定置漁業について、各経営体のニーズ・課題と新技術のマッチングの支援などを通じてAI・ICT等の活用を促進するとともに、操業の効率化や鮮度向上等の先進的な取組について横展開を促進します。
- ・熊野灘地域では、6次産業化に取り組む大規模経営体や大手資本の参入、地域外の女性による事業承継などの事例もみられることから、多様な事業者の水産業及び漁村への参入を通じて、地域の活性化につなげていけるよう、地域との調整など課題の解決を支援します。
- ・定置漁業やまき網漁業等の漁獲物や低・未利用魚を加工した商品開発を促進します。

- ・ 県産水産物の消費拡大を図るため、ふるさと納税返礼品への活用や地域イベントへの積極的な参画、「錦ぶりまつり」や「おわせ魚まつり」、「早田ブリまつり」等の漁協等が主催するイベントの開催、関係団体との協働による加工体験や郷土料理の提供などの魚食普及のための新たな仕組み作り、水産物を提供する飲食店や居酒屋チェーン店等との連携による販路拡大を支援します。
- ・ 熊野灘地域の定置網で漁獲されるブリの知名度アップと消費喚起のための「みえ春ぶり宣言」等のPR活動を支援します。
- ・ 漁協経営の合理化等には、市場統合等による流通の効率化や高度化を図ることが重要であるため、水産物の集出荷機能を集約して必要な施設の充実等の対策を実施し、奈屋浦地区において拠点市場の整備を進めます。
- ・ 大量に漁獲された水産物等を有効活用し、漁業経営の安定や労働環境の改善を図ることが重要であるため、未利用資源や大量の漁獲物の一時保存を可能とする水産加工施設等の整備の検討を支援します。
- ・ 多様化する消費者ニーズに対応しつつ、積極的に県産水産物の提供や情報発信を継続することが重要であることから、消費者に直接提供できる直販施設等の整備の検討を支援します。
- ・ 大規模津波等の発生時には、漁港内等に放置された廃漁船などが陸域に流され、二次災害を及ぼすことが想定されることから、漁業系廃棄物処理等の対策を実施し、津波等による二次被害の防止を図ります。
- ・ 効果的な藻場の造成に取り組むとともに、堆積物除去、食害生物（ウニ、植食性魚類など）の駆除・防除及び食材としての有効活用等、漁業者による藻場の保全活動を支援します。
- ・ イセエビ資源の増大を図るため、小型個体の再放流等、地域の実情に合わせた合理的な資源管理手法の導入とともに、増殖礁（つきいそ）の整備を促進します。
- ・ カツオ、マグロ、シイラなど回遊魚の漁獲を目的とした浮魚礁の整備を進めるとともに、適正管理と利用秩序の維持に努めます。
- ・ 海や漁業に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る「海業」について、水産業が基幹産業となっている熊野灘地域の特性を活かし、地域の祭りや伝統食等の漁村文化を通じた交流促進や将来の担い手となる子どもを対象とした漁業体験を支援するなど、推進を図ります。

3-4 内水面地域

内水面地域では、14河川において漁業権（第5種共同漁業権）が設定され、内水面漁協の管理のもと、組合員、遊漁者が、友釣り、刺し網等により、アユ、アマゴ等を採捕しています。また、木曾三川河口域（海域を除く）では、シジミ類が漁獲されています。

内水面地域の活性化を図っていくためには、内水面における水産資源の保全及び活用を図るとともに、内水面の生態系保全や河川環境の維持、自然の大切さを学べる交流の場を提供するなど多面的機能の発揮を促進させていく必要があります。

また、カワウや外来魚による食害対策や釣り大会等の集客イベントの開催など、内水面漁協が行う遊漁者確保に向けた取組を支援する必要があります。

（展開方向）

- ・内水面における水産資源の保全及び活用に資するため、ドローン等による新しい駆除技術に関する情報提供等により、漁協が実施するカワウや外来魚による食害対策や稚アユ放流等の漁業権対象魚種の増殖のための取組を支援します。
- ・アユ冷水病やコイヘルペスウイルス病等の蔓延防止に資するため、罹病した魚の移動の制限等の措置を実施します。
- ・アユの生息に悪影響を及ぼす諸要因とその実態を把握し、アユ資源を維持・増大させるための方策を検討します。
- ・若者や女性など多様な遊漁者の確保につながるよう、天然資源を守りつつ、新たな漁法の導入などさまざまな遊漁者ニーズに応える魅力的な川づくりについて検討を進めます。
- ・シジミ類の資源動向を把握するために地元漁業者等が行う漁場調査等に協力するとともに、資源評価に基づいた持続的な資源活用を推進します。
- ・ウナギ資源の適正な管理に資するため、産卵のために河川から海へ下る「下りウナギ」の再放流など産卵親ウナギの保護を推進するとともに、違法採捕の罰則強化などによる漁業管理強化やトレーサビリティ導入による違法流通の防止など、シラスウナギの漁獲・流通の透明化を図ります。
- ・地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進します。
- ・漁場環境・生態系の維持・回復に資するため、ヨシ帯の保全や河川の清掃活動など、漁協等が行う取組を促進します。

第5 計画の推進体制

1 推進体制

- ・計画に掲げる施策を着実に推進し、その目標を実現していけるよう、取組の主体である水産業者等をはじめ、県、県民が、それぞれの責務と役割のもと、互いに連携・協力し、一体となって取組を進めます。
- ・地域の現状や漁業種類ごとの課題に応じて、水産業及び漁村の振興が図られるよう、地域水産業再生委員会や「海女振興協議会」、「三重県海水養魚協議会」、「三重県黒のり養殖研究会」、「三重県真珠振興協議会」など水産業者等が組織する団体と連携し、課題の共有や指導・助言を行うなど、水産業者等が主体となった取組を促進します。
- ・水産業及び漁村を取り巻く情勢の変化に的確に対応していけるよう、庁内各部局との横断的な連携を図るとともに、大学等の高等教育機関や民間事業者等と連携して施策を展開していきます。

2 進捗管理

- ・計画の実効性を確保するため、水産業及び漁村の振興に関する施策について、条例に基づいて作成する実施状況の報告により、「三重県水産業・漁村振興懇話会」で有識者の意見を聴くとともに、議会に毎年度報告し、県民の皆さんに公表します。
- ・毎年度、施策の評価を実施し、その結果をふまえて見直しや改善を行います。

参考資料

1 用語の解説

A B C (アルファベット)

用 語	解 説
A I S (船舶自動識別装置)	Automatic Identification System の略。 他の船舶の接近を警告したり、自船の位置を他の船舶に伝える事により、船舶同士の衝突を予防するための装置。
B C P	Business Continuity Plan の略。 災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画。
I Q (個別割当) 制度	Individual Quota の略。 漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲量の管理を行うもの。
Society 5.0	「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会」を指すもので、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において初めて提唱された。また、「超スマート社会」として「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人々が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義している。
T A C (漁獲可能量)	Total allowable catch の略。 水産資源の持続的利用あるいは回復を図るために、魚種ごとに漁獲できる総量を定めたもの。

五十音

用 語	解 説
あ行	
海女もん	鳥羽・志摩地域の海女が採取した魚介藻類及びそれらを主な原材料とする加工品につける共通ブランド名（商標登録済）。
色落ち	生育に必要な栄養塩類の不足が原因と考えられる、黒ノリの色調が黒くならず品質が低下した状態。
海業	漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用し、漁業体験や未利用魚等の商品開発・販売などを進めて集客交流を促進し、地域の所得向上や雇用機会の確保等を図る取組。
か行	
漁業士	漁業後継者の確保や漁村の活性化を図るため、知事によって、人格、識見、漁業経営の内容等が優れた者や、優れた漁業経営を通じて漁業青年の育成に指導的役割を果たす者として認定された漁業者。
黒潮大蛇行	黒潮には、本州南方で南に大きく蛇行する大蛇行流路と、本州南岸に沿う非大蛇行流路がある。大蛇行流路を黒潮大蛇行と呼び、発生すると熊野灘沿岸が高水温傾向となる。
さ行	
シングルシード	1枚のホタテガイの殻に数十個の幼生を付着させ、そのまま出荷まで育てる従来の養殖方法ではなく、稚貝の段階で一個ずつ、分離した状態でかごなどに入れて育てる養殖手法。貝殻の形や身入りがより良くなるメリットがある。
真珠細胞貝	真珠層の形成を促す目的で、核とともに真珠母貝に挿入される外套膜の小片（ピース）を採取するためのアコヤガイ。真珠母貝や細胞貝の品質が生産される真珠の品質に大きく影響するため、目的にあった選抜育種が行われている。
真珠塾	真珠養殖業の維持・発展のために、養殖技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。

真珠母貝	真珠養殖において、真珠を作らせるためのアコヤガイ。母貝や細胞貝の品質が生産される真珠の品質に大きく影響するため、細胞貝同様、目的にあった選抜育種が行われている。
水産エコラベル	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるような商品に添付するラベル。
水福連携	障がい者に対し、漁協や漁業者等の水産分野と福祉的就労事業所等の福祉分野が連携して就労機会の提供を図ることで、障がい者が自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
全国豊かな海づくり大会	水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保護の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、漁業の振興と発展を図ることを目的に都道府県ごとに開催される大会。
た行	
多面的機能	水産物を供給する機能に加えて水産業及び漁村が担っている国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供等の機能。
な行	
渚泊	魚介類やそれを使った地元料理、景観、漁業をはじめとする産業・文化など、漁村地域の観光資源を活用した滞在型旅行のこと。
は行	
浜の活力再生プラン	漁村の活性化を図るため、5年間で10%以上の漁業所得向上を目標とし、目標を実現するための収入向上やコスト削減の取組等を地域自らが定めた計画。
ブルーカーボンクレジット	ブルーカーボン（海藻や海草、植物プランクトンといった海洋生物の作用によって、大気中から海中へと吸収、貯留された二酸化炭素由来の炭素）を定量化して取引可能なクレジットとして活用する手法。

ま行	
みえ漁師 Seeds	<p>漁業就業希望者や若手・中堅漁業者が、時間や場所にとらわれずに本県の漁業や経営力の強化について学ぶことができるよう、県内漁業紹介動画や座学講座をオンラインで配信する仕組み。</p>
ら行	
漁師塾	<p>若者などの水産業への就労・就業を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。</p>

2 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例

令和2年3月24日 三重県条例第四号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本計画（第八条）

第三章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

第一節 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築（第九条・第十条）

第二節 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化（第十一条—第十四条）

第三節 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築（第十五条—第十八条）

第四節 その他の施策（第十九条・第二十条）

附則

三重県は、千キロメートル以上に及ぶ海岸線を有し、静穏で遠浅の砂浜が広がる伊勢湾、リアス海岸の志摩半島、黒潮の影響を強く受ける熊野灘、さらには宮川をはじめとする大小の河川など、豊かな漁場に恵まれ、漁船漁業のほか、伝統的な海女漁業や本県が技術発祥の地である真珠養殖業など、地域の特性を活かして古くから多種多様な水産業が営まれてきた。

また、本県の水産業は、豊かな海や河川の恵みを楽しみ、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っており、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献してきた。

しかしながら、水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増している。

このような状況の下、本県の水産業が情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定的な供給が確保されるとともに、漁村文化の継承をはじめとする漁村の役割が将来にわたって持続的に発揮されていかなければならない。

ここに、県、市町、水産業者等、県民が互いに連携して、豊かな海や河川を将来に引き継ぎ、力強い水産業と活力に満ちた漁村の構築を計画的に推進することにより、「水産王国みえ」としてさらなる発展を図るため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び水産業者等、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 水産業 漁業及び水産加工業をいう。
- 二 水産業者等 水産業を営む者及びこれらの者が組織する団体をいう。
- 三 県産水産物 県内で生産された水産物をいう。

(基本理念)

第三条 水産業及び漁村の振興は、将来にわたって水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることに鑑み、次に掲げる事項が推進されることを基本としなければならない。

- 一 将来にわたって漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保しているよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存及び管理によりその維持及び増大を図るとともに、競争力のある養殖業が確立されること。
- 二 様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立しているよう、多様で意欲のある若者が漁業に就業し、及び漁業技術が伝承されるとともに、漁業者自らが高い付加価値を創出すること等により水産業者等の経営力が強化されること。
- 三 災害に強く生産性が高い水産業及び安心して快適な漁村が構築されているよう、漁村地域の防災及び減災対策、水産業の持続的な発展に資する基盤整備並びに活力ある漁村づくりが行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び水産業者等と連携を図りつつ、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、水産業及び漁村に関する情報の提供等を通じて、水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(水産業者等の役割)

第五条 水産業者等は、水産業及びこれに関する活動を行うに当たっては、自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であるとの認識の下に、相互に連携して基本理念の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第六条 県民は、水産業及び漁村並びに県産水産物に関する理解を深めるとともに、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に努めるものとする。

2 県内の水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業を営む者は、航行等の秩序を守り、及び漁業制度に関する理解を深めるとともに、漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、水産業及び漁村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本計画

第八条 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 水産業及び漁村の振興に関する基本的な方針及び主要な目標
- 二 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策の実施に関し必要な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。

6 知事は、水産業及び漁村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の基本計画の変更について準用する。

第三章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

第一節 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築

(水産資源の維持及び増大)

第九条 県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、科学的知見を踏まえた漁獲量及び漁獲努力量の管理、漁業者への指導及び監督、遊漁に係る秩序の形成、密漁対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、栽培漁業の推進を図るため、水産動植物の種苗の適正な規模での生産及び放流並びに放流した水産資源の保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、水産資源に関する調査及び研究の推進を図るため、海況及び漁況に関する調査及び研究その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争力のある養殖業の構築)

第十条 県は、安全で安心な養殖水産物の安定供給を図るため、疾病のまん延防止等の適切な対策、養殖環境の保全、生産履歴に係る情報の保管及び開示の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、安定的で収益性の高い養殖業の経営の確立を図るため、養殖水産物の需要の拡大、需要に応じた生産及び新たな技術の導入の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二節 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化

(多様な担い手の確保及び育成)

第十一条 県は、水産業の多様な担い手の確保及び育成を図るため、水産業の魅力の発信、就業希望者の受入環境の整備、労働環境の改善、水産業と福祉に関する事業の連携の促進、水産業者等の漁業及び加工の技術並びに経営管理能力の向上その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安定した漁業経営の育成)

第十二条 県は、安定した漁業経営の育成を図るため、収益性の向上に資する施設の導入の促進、事業の共同化及び拡大の促進、県産水産物の活用に関する漁業者及び水産加工業者間の連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産業協同組合の経営の安定)

第十三条 県は、水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する水産業協同組合をいう。）の経営の安定を図るため、その組織及び事業の強化及び充実、合併等による再編の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県産水産物の競争力の強化)

第十四条 県は、県産水産物の競争力の強化を図るため、県産水産物に関し、六次産業化等による高付加価値化の促進、観光業その他の産業との連携、衛生管理の高度化及び流通の効率化の促進、輸出の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築

(水産業の基盤の整備)

第十五条 県は、災害に強く生産性が高い水産業の構築を図るため、漁港及び漁村の防災及び減災対策、漁港及び漁場並びに流通加工施設の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造)

第十六条 県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、藻場及び干潟の造成、漁業者等が行う藻場、干潟等の保全活動の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活力ある漁村の構築)

第十七条 県は、活力ある漁村の構築を図るため、水産業及び漁村が有する文化の継承、景観の保全その他の多面にわたる機能の発揮の促進、水産業及び漁村と観光業との連携の強化の促進、漁港施設等の利用に係る秩序の形成及び積極的な活用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(内水面地域の活性化)

第十八条 県は、内水面地域の活性化を図るため、内水面における水産資源の保全及び活用、内水面における漁場環境の保全及び管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四節 その他の施策

(水産業に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及)

第十九条 県は、水産業に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、国、高等教育機関（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。）、民間企業その他試験研究機関との連携の強化、水産業に応用が可能な技術又は研究を活用した先端的な研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十条 県は、県民の水産業及び漁村に関する理解の促進を図るため、水産業及び漁村に関する情報の提供及び学習機会の充実、地産地消の推進、魚食の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画

発行日 令和7年3月

発行者 三重県

編集 三重県農林水産部水産振興課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2522